

平成29年度

# 事業計画書

平成29年度

## 事業計画書

社会福祉法人 桜谷福祉会

### ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

本年度は、当法人基本理念に基づき、第3期経営3か年計画（2年目）を推進するため、次の目標を掲げて事業を実施する。

### ＜目 標＞

- ① 法人・各事業所組織の活性化・経営基盤の強化
- ② 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ③ 地域貢献に向けた事業実践
- ④ 児童福祉施設の経営・運営改善
- ⑤ 人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化
- ⑥ 新規施設整備事業の積極的展開

### 1 会 議

#### ① 理事会（5回）

当法人・施設運営の業務執行機関として、理事の職務の執行の監督、事業報告・決算の承認、事業計画、予算等を決議するため、以下の会議を行う。

| 会 議 名 | 内 容 | 時 期 |
|-------|-----|-----|
|-------|-----|-----|

|            |  |              |
|------------|--|--------------|
| 第 171 回理事会 | ① 平成 28 年度事業報告案・決算案の審議<br>決算監査報告<br>② 定款変更案の審議<br>③ 諸規程等に関する検討<br>④ 理事の職務の執行状況<br>⑤ 法人組織等の検討・その他 | 平成 29 年 6 月  |
| 第 172 回理事会 | ① 理事長・専務理事の選任案の承認<br>② その他   | 平成 29 年 6 月  |
| 第 173 回理事会 | ① 平成 29 年度第 1 次補正予算の審議<br>② 理事の職務の執行状況<br>③ 諸規程等に関する検討<br>④ 法人組織等の検討・その他                         | 平成 29 年 8 月  |
| 第 174 回理事会 | ① 平成 29 年度第 2 次補正予算案の審議<br>定期監査報告<br>② 諸規程等に関する検討<br>③ 理事の職務の執行状況<br>④ 法人組織等の検討・その他              | 平成 29 年 12 月 |
| 第 175 回理事会 | ① 平成 29 年度第 3 次補正予算案の審議<br>② 平成 30 年度事業計画案・予算案の審議  | 平成 30 年 3 月  |
|            | ③ 諸規程等に関する検討<br>④ 理事の職務の執行状況<br>⑤ 法人組織等の検討・その他   |              |

② 定時評議員会（1 回）

当法人の最高議決機関として、事業報告の報告、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録・定款の変更・事業計画・予算等の承認を決議するため、以下の会議を行う。

| 会 議 名      | 内 容   | 時 期         |
|------------|---|-------------|
| 第 76 回評議員会 | ① 平成 28 年度事業報告案の承認<br>② 平成 28 年度の計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認<br>決算監査報告<br>③ 社会福祉法等の改正に伴う理事・監事の選任案の承認<br>④ 会計監査人の選任案の承認<br>⑤ 定款の変更の承認<br>⑥ 法人組織及び諸規程等の検討・その他 | 平成 29 年 6 月 |

③ 監事会（2回）

当法人及び各事業所の適正な業務執行・会計処理等について監査するため開催する。

| 会議名   | 内 容                            | 時 期          |
|-------|--------------------------------|--------------|
| 監 事 会 | ① 理事会・評議員会・各事業所の業務執行状況及び決算等の監査 | 平成 29 年 5 月  |
|       |                                | 平成 29 年 11 月 |

④ 経営会議

当法人が経営する介護保険事業所個々の事業体の特性に合わせた事業展開、職員処遇の改善など、介護保険制度及び介護報酬基準を熟知した経営戦略を立てるため開催する。

| 会議名  | 内 容                                     | 時 期          |
|--|---|--------------|
| 第 1 回経営会議  | ① 予算執行状況<br>② 課題への対応状況、その他              | 平成 29 年 6 月  |
| 第 2 回経営会議  | ① 予算執行状況<br>② 課題への対応状況、その他              | 平成 29 年 9 月  |
| 第 3 回経営会議  | ① 予算執行状況<br>② 課題への対応状況、その他              | 平成 29 年 12 月 |
| 第 4 回経営会議  | ① 予算執行状況<br>② 課題への対応状況<br>③ 次年度への課題と対応策 | 平成 30 年 3 月  |
| メンバー：花房専務理事、津村顧問、木本事務長、立坂・鳴瀧施設長、花房副施設長<br>絹田事務次長、小林管理者、今井主任生活相談員、阿部生活相談員 |   |              |

⑤ 施設長会

当法人の事業規模が拡大していく中、基本理念の浸透、事業計画の進捗、各事業所間の連携、各委員会の運営状況、各事業所運営上の課題・問題点等について検証・検討するため開催する。

| 会議名       | 内 容  | 時 期         |
|-----------|--|-------------|
| 第 1 回施設長会 | ① 基本理念の周知徹底方法<br>② 事業計画・各委員会の進め方<br>③ 各事業所運営上の課題・問題点、その他 | 平成 29 年 4 月 |
| 第 2 回施設長会 | ① 事業計画の進捗状況<br>② 各委員会の運営状況<br>③ 各事業所運営上の課題・問題点と対応策状況     | 平成 29 年 7 月 |

|  |  |          |
|--|--|----------|
| 第3回施設長会  | ① 事業計画の進捗状況<br>② 各委員会の運営状況<br>③ 各事業所運営上の課題・問題点と対応策状況 | 平成29年10月 |
| 第4回施設長会  | ① 基本理念の周知結果<br>② 事業計画・各委員会の状況・運営結果<br>③ 次年度への課題と対応策  | 平成30年2月  |
| メンバー：花房専務理事、津村顧問、木本事務長、花房副施設長、絹田事務次長、小林管理者<br>絹田・立坂・鳴瀧・竹村・塚本・兼本・伊勢・中河施設長 |  |          |

#### ⑥ コンプライアンス委員会

法令遵守の業務管理体制を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、不正行為の未然防止、利用者保護、介護保険事業所運営の適正化等について検証・検討するため開催する。

| 会議名  | 内容                            | 時期       |
|--|-------------------------------|----------|
| 第1回コンプライアンス委員会   | ① 本年度の活動計画<br>② その他           | 平成29年4月  |
| 第2回コンプライアンス委員会   | ① 日常点検実施後の検証<br>② その他         | 平成29年7月  |
| 第3回コンプライアンス委員会   | ① 日常点検実施後の検証<br>② その他         | 平成29年10月 |
| 第4回コンプライアンス委員会   | ① 日常点検実施後の検証<br>② その他         | 平成30年1月  |
| 第5回コンプライアンス委員会   | ① 日常点検実施後の検証<br>② 次年度への課題、その他 | 平成30年3月  |
| メンバー：津村顧問、立坂・鳴瀧施設長、小林管理者、◎花房副施設長、奥本介護課長<br>川上施設ケアマネ、今井主任生活相談員、中谷・齋藤主任介護員<br>○阿部生活相談員、名田主任介護員<br>◎は委員長、○は副委員長 |                               |          |

## 2 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

当法人は、「法人のあるべき姿」、「向うべき方向に着実に進んでいく」ための具体的目標とプロセスを示すものとして、3年間（平成28年度～平成30年度）の期間を対象に、法人の基本理念のもと、『①地域貢献への積極的展開、②利用者や地域から信頼され選ば

れる施設を目指す、③経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す』の3つを重点目標に掲げ、第3期経営3か年計画（2年目）に沿って、各事業所において積極的に推進する。

また、経営計画検証委員会を設置し、その進捗状況についての検証を行う。

メンバー（19名）：（本部） 木本事務長、絹田事務次長

（特養）◎立坂施設長、花房副施設長、奥本介護課長、今井主任生活相談員

（デイ）○鳴瀧施設長、阿部生活相談員、名田主任介護員

（保育） 絹田・兼本施設長

山田・高橋・原岡・矢野主任保育士、服部・神品副主任

保育士

（児養） 山崎養護課長、笹谷主任児童指導員

◎は委員長、○は副委員長

### 3 地域貢献に向けた事業実践

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な役割を果たすだけでなく、低所得者への配慮や採算がとれない新しいニーズに対応し、地域福祉のさらなる実践を進め、地域住民の目に見える形でアピールし、社会福祉法人の存在意義に対する広い理解を得ていくことが強く求められている。

これらのことを踏まえ、市場化されにくい不採算・非効率の支援ニーズに対しても、当法人の基本理念に基づいて、地域貢献に向けた活動を実践していく。

#### 1) 施設機能・設備の地域開放

- ① 介護者教室
- ② 福祉教育の場の提供と世代間交流事業
- ③ 模擬店等機材の無料貸出し事業

#### 2) 低所得者への配慮

- ① 法人減免

#### 3) 災害時の要援護者の支援

- ① 災害時等の要援護者の緊急受入れ
- ② 介護・看護職員等の被災地への派遣
- ③ 福祉避難所として機能開放

#### 4) 地域での支援ネットワークの構築

#### 5) ボランティアの養成

- ① 地域密着型ボランティアの養成事業

### 4 児童福祉施設の経営・運営改善

子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、児童福祉施設に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの養育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮し、処遇の内容の質を高めなければならない。

これらのことを踏まえ、本年度は昨年度に引き続き、各児童福祉施設の現状の把握と課題・問題点の整理を行い、経営の正常化に向けての改善策等について、児童福祉施設運営会議（毎月）において検討する。

なお、子ども・子育て支援新制度の導入に向けた検討及び良質な福祉・保育サービスの提供に向けて、従事職員の研修の強化、メニューの開発等に努める。また、保育教諭の育成をめざし、幼稚園教諭免許取得者の増加を重視し、幼稚園教諭免許の取得の奨励に努める。

## 5 人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化

施設利用者の福祉・介護・保育ニーズは多様化している。これらのニーズに対応し、サービスの質の向上を図っていくためには、いうまでもなく、その担い手となる人材の質の確保・向上が必要不可欠である。

EPA に基づく外国人介護福祉士候補者受入れを活用したベトナム・フィリピン人介護福祉士候補者の受入及び外国人留学生（福祉系）の受入れを積極的に実施する。また、福祉専門職に求められる役割も拡大している。

これらのことを踏まえ、福祉マンパワーの確保・養成を推進するため、より一層の経営努力と組織の活性化・人材養成のため、下記のことを積極的に実践する。

- 1) 人事考課制度の定着
- 2) 指導者養成研修の充実強化
- 3) 専門資格取得の奨励
- 4) 研修体制の強化（OJT、Off-JT）
- 5) 経済連携協定（EPA）に基づく外国人（ベトナム・フィリピン）介護福祉士候補者及び外国人留学生（福祉系）の受入れ
- 6) 労働環境の整備（職場内の円滑なコミュニケーション）
- 7) 働き方改革研究委員会の立ち上げ

福祉・保育・介護職員の人材確保が非常に困難な状況の中、当法人は各事業所の立地条件・事業の特異性等を踏まえ、労働環境及び労働条件等を根底から見直すことにより、優秀な人材の確保及び養成につなげる。

（開催時期：9月、頻度：隔月実施、オブザーバー：西川社会保険労務士）

・ 委員メンバー（11名） ◎…委員長、○…副委員長

法人本部：花房（特養・桜谷荘副施設長）、絹田（法人事務局事務次長）

特養・桜谷荘：◎立坂（施設長）、奥本（介護課長）

デイ・やすらぎ：金谷（生活相談員）

さくらこども学園：前島（児童指導員）  
西宮セリジェ保育園：絹田（保育部門統括）  
くるみ保育園：○兼本（施設長）  
神戸さくら保育園：久岡（主任看護員）、中家（保育教諭）  
尼崎さくら保育園：矢野（主任保育士）

## 6 新規施設整備事業の積極的展開

兵庫県内における入所待機者（高齢者・児童）の多い地域の介護・保育ニーズに応えるため、神戸市（西区・灘区・東灘区）、西宮市（全域）、伊丹市（JR・阪急伊丹駅付近）を中心に施設整備事業（特養・保育園）を積極的に進める。

なお、多様化する介護・保育ニーズに応えるため、「地域包括支援事業」、「延長保育」、「一時預かり事業」、「地域子育て支援」、「休日保育」等を更に積極的に取り組まなければならない。また、「病後児保育」、「障がい児保育」については、行政と調整のうえ、積極的に事業化を検討していく。



# 平成29年度 事業計画

| 特別養護老人ホーム桜谷荘（定員 85名） |   |
|----------------------|---|
| 基本理念                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公益的事業の積極的取り組み</li> <li>② 人権を擁護する</li> <li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li> <li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li> <li>⑤ 地域社会との共生</li> </ul>   |
| 基本方針                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に福祉還元する</li> <li>② 入居者の自己選択を尊重する</li> <li>③ 安心・安全・安楽な生活を保障する</li> <li>④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し、心身の自立を支援する</li> <li>⑤ 世代間交流や地域住民等との連携を図り、互いに協力しあえる環境を構築する</li> </ul>   |
| 重点項目                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進</li> <li>② 地域サポート型施設としての活動内容の充実</li> <li>③ 福祉避難所としての体制整備</li> <li>④ サービスの質の向上への取り組み</li> <li>⑤ 身体拘束・高齢者虐待防止に向けた取り組みの強化</li> <li>⑥ 介護事故に対する安全管理体制の強化</li> <li>⑦ 個別ケアの充実</li> <li>⑧ 口腔ケアの充実</li> <li>⑨ ターミナルケアの充実</li> <li>⑩ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加</li> <li>⑪ 人材養成の積極的展開</li> <li>⑫ 外国人（ベトナム）介護福祉士候補者への学習支援</li> <li>⑬ 部署内及び各職種との連携強</li> </ul> |

|     |   |
|-----|---|
| 総 括 | <p>本年度は、公益的事業の推進として、高齢者が一日でも長く在宅生活を可能なものにするためにも、地域住民を対象に見守り等を行う「地域サポート型施設」としての活動内容を充実させるほか、赤穂市と締結している「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、赤穂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者の避難援護において、円滑、且つ、速やかに福祉避難所として機能するように体制を整える。</p> <p>入居者の個別ケアを充実させるために、入居者一人一人に合わせた日常介護を見直し、介護の基本である生活支援を充実させ、日常生活の中で現存機能を最大限活用した自立支援と環境の整備に取り組むことで、より豊かで快適な生活を保障し、より一層の生活の質の向上を図る。</p> <p>また、EPA 介護福祉士候補者の介護福祉士国家試験の合格に向けて、日本語能力の向上、介護の知識・技術の習得、国家試験の基礎知識の獲得を目標とした学習支援に取り組む。</p> |
|-----|---|

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>新たな取り<br/>組み</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな協力歯科医院と調整し、誤嚥性肺炎の予防をはじめ経口維持やQOL（生活の質）の向上に向けて安全で効果的な口腔ケアを実施するために、歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受け、その助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。</li> <li>また、歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された入居者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月4回以上実施する。</li> </ul> |
| <p>目標平均要<br/>介護度</p> | <p>4.0</p>  |
| <p>目標稼働率</p>         | <p>98.0%</p>  |

平成29年度

# 事業計画書

特別養護老人ホーム 桜谷荘

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜基本方針＞

- ① 福祉施設としての専門的知識・技術・機能を地域に福祉還元する
- ② 入居者の自己選択を尊重する
- ③ 安心・安全・安楽な生活を保障する
- ④ 生きがいづくり、リハビリ等を提供し心身の自立を支援する
- ⑤ 世代間交流や地域住民等との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 地域サポート型施設としての活動内容の充実
- ③ 福祉避難所としての体制整備
- ④ サービスの質の向上への取り組み
- ⑤ 身体拘束・高齢者虐待防止に向けた取り組みの強化
- ⑥ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ⑦ 個別ケアの充実
- ⑧ 口腔ケアの充実
- ⑨ ターミナルケアの充実
- ⑩ 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加
- ⑪ 人材養成の積極的展開
- ⑫ 外国人（ベトナム）介護福祉士候補者への学習支援
- ⑬ 部署内及び各職種との連携強化

1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画(2年目)を積極的に推進する。

## 2 地域サポート型施設としての活動内容の充実

高齢者が一日でも長く在宅生活を可能なものにするためにも、地域住民を対象に見守り等を行う「地域サポート型施設」としての活動内容を充実させる。

### 【力点】

- ① サービス利用料金を無料にすることで、より多くの地域の高齢者の見守り支援が行えるように取り組む。
- ② 在宅介護支援センターやすらぎ及び地区の民生児童委員との連携、チラシや機関誌等を活用して地域サポート型施設の取り組みをPRすることで利用者確保に取り組む。
- ③ 認知症の人がホームヘルプ等の介護サービスのない時間帯の生活に不安を持つ高齢者等の見守り訪問、24時間対応可能な相談業務を行う。
- ④ 見守り訪問の実施内容を利用者の心身の状態・利用者を取り巻く環境等の視点から検証し必要なケースについては地域包括支援センター等へ情報提供し介護保険サービスに結び付ける等、在宅生活ができる限り継続できるように支援することで専門性を高めていく。
- ⑤ 地域住民を対象にした在宅支援事業として、介護技術講習会等を実施する。

## 3 福祉避難所としての体制整備

赤穂市と締結している「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」に基づき、赤穂市内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者の避難援護において、円滑、且つ、速やかに福祉避難所として機能するように体制を整える。

### 【力点】

- ① 赤穂市及び赤穂市老人福祉施設協議会と連携を図り、赤穂市との協働による福祉避難所対応訓練の実施及び災害時の要援護者を受け入れする際に必要物品等を整備する。
- ② 安全委員会が中心となり、福祉避難所として実際に要援護者を受け入れすることを想定した訓練を行う。

## 4 サービスの質の向上への取り組み

#### 1) 介護マニュアルに基づくサービス提供の強化

職員個々が各種マニュアルに基づくサービスが確実に提供できているかの検証を行い、それぞれの課題点に対する改善策を実施することでサービスの標準化に取り組む。

#### 2) サービス自己評価及び利用者満足度調査のサービスへの反映

サービス自己評価及び昨年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題・問題点に対して、サービス評価委員会が中心となり、改善策の実施状況の検証を行い、サービスの改善内容を確実に利用者に還元する。

また、サービス満足度調査を実施することで、利用者及び利用者家族からの施設サービスの評価を受けるとともに、意見・要望を施設サービスに反映させることで、サービスの質の向上に努める。

### 5 身体拘束・高齢者虐待の防止に対する啓発と専門的ケアの展開

施設内での身体拘束・高齢者虐待に係る諸問題について、研究討議し、その内容を介護現場に浸透させ、職員の身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けを高めて、それらの防止を目指す。

また、入居者のその人らしい生活を保障する。

#### 1) 専門的ケアの展開

身体拘束対策委員会において、身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けの調査・研修を実施するとともに、身体拘束・高齢者虐待になりえる様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。

#### 2) 入居者・家族の理解と協力

入居者・家族とともに身体拘束についての捉え方を考え入居者、・家族の理解・協力のもと、身体拘束を行わず専門的ケアを提供することにより、入居者の人権の擁護と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

### 6 介護事故に対する安全管理体制の強化

入居者に対する安全・安心を確保するために、介護事故防止委員会において、介護事故防止及び再発防止のための対策を検討する。

#### 【力点】

- ① IAC レポート・事故報告書について、情報を具体的に収集、分析・評価、原因の究明を行い、再発防止の改善策を検討する。
- ② 介護事故に関する事故発生防止のための職員アンケートの結果から、課題に対する対応策の実施状況を検証し、また、解決されていない課題に対する対応策の検討及び実践状況の検証を行う。

### 7 口腔ケアの充実

誤嚥性肺炎の予防をはじめ経口維持や QOL（生活の質）の向上に向けて安全で効果的な口腔ケアを実施するために、歯科の専門家である歯科医師や歯科衛生士による適切な口腔ケア・マネジメントを導入し、口腔ケアの充実を図る。

**【力点】**

- ① 歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受け、その助言及び指導に基づき入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。
- ② 歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された入居者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月4回以上実施する。

8 地域及び関係機関が主催する行事等への積極的参加

地区の行事に積極的に参加し地域との関係づくりに努める。

地区行事への参加、施設内行事については行事委員会において検討し、入居者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。

① 地区、関係機関行事

| 月   | 行事名                    |
|-----|------------------------|
| 5月  | 塩屋小学校運動会               |
| 6月  | 赤穂市老人福祉施設協議会合同演芸交流会    |
| 7月  | 塩屋西北子供の夕べ              |
| 8月  | 地区盆踊り                  |
| 9月  | 地区敬老会<br>瀬戸内ホームフェスティバル |
| 10月 | 赤穂市老人福祉施設協議会合同運動会      |
| 11月 | 塩屋小学校音楽会               |

② 施設行事

| 月  | 行事名          | 月   | 行事名                       |
|----|--------------|-----|---------------------------|
| 4月 | 花祭り<br>花見    | 10月 | ホーム内運動会                   |
| 5月 | 開荘記念<br>一泊旅行 | 11月 | ふれあいの日（家族会）<br>地区との合同避難訓練 |
| 6月 | 善意の日<br>輪越し  | 12月 | クリスマス会<br>忘年会             |

|    |                        |    |                    |
|----|------------------------|----|--------------------|
|    |                        |    | 餅つき                |
| 7月 | 七夕まつり                  | 1月 | 新年会<br>初詣          |
| 8月 | 盆踊り<br>盆供養             | 2月 | 節分                 |
| 9月 | お月見<br>彼岸法要<br>ホーム内敬老会 | 3月 | 彼岸法要<br>ひなまつり（家族会） |

※ 誕生会は、誕生者該当日に随時実施する。

また、お楽しみ外出を随時実施する。

## 9 人材養成の積極的展開

### 1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

本年度も継続して、基本理念の「人権を擁護する」、「発達支援・自立支援に向けたサービスの確立」を重点に、ケアスタッフ会・調理研究会等で実際に行っている業務が、基本理念を達成させるためには、何をすべきかをスタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。

### 2) 施設内研修

研修委員会にて企画した年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

### 3) 施設外研修

キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を施設サービスに反映させることで、サービスの向上につなげる。

### 4) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

#### 【力点】

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。

### 5) 資格取得に向けての支援



介護職員実務者研修受講等の支援に加え、施設内で資格取得に向けた講習を開催する。

#### 1 0 (ベトナム) 介護福祉士候補者への学習支援

本年度受験する介護福祉士国家試験の合格に向けて、EPA 介護福祉士候補者の日本語能力の向上、介護の知識・技術の習得、国家試験の基礎知識の獲得を目標とした学習支援に取り組む。

##### 【力点】

- ① 基礎漢字、カタカナ語、文法の復習に加え、介護福祉士国家試験に出題された事例問題を使用して読解力を養いながら介護の専門語や知識の習得を図る。
- ② 学習教材、学習支援事業（集合研修、通信添削指導）等の活用により、介護福祉士国家試験の内容（3領域と領域ごとの科目の内容）を把握し、理解できるように支援する。
- ③ EPA 介護福祉士候補者の受け入れを行っている近隣他施設との交流の場を設け、EPA 介護福祉士候補者のメンタルケアにも配慮する他、研修担当者間の情報交換から得られる他施設の成功事例を参考にすることで研修内容の充実を図る。

#### 1 1 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

入居者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受け窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

- 1) 苦情に対する対応は、苦情発生の状況、経過を確認し、関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。
- 2) サービス検討委員会の委員である民生児童委員、家族委員が入居者本人及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させることで、苦情予防に努める。

#### 1 2 施設内の安全環境の確保

労働安全衛生委員会において、施設内の安全環境整備を行う。

##### 【力点】

- ① 職員の腰痛予防体操の継続実施を促す。
- ② 安全衛生に関する研修会を実施し、職員の意識付けを図る。
- ③ 安全衛生パトロールを実施（2か月毎）し、利用者が過ごしやすく、且つ、職員が働きやすい快適な職場環境に改善する。

### 1.3 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

入居者の生命の安全ということを視野に入れ、処遇に万全を期すとともに安全確保のためには施設の防火・防災対策はもとより、職員一人一人の防火意識の高揚と火災を想定した消防・避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する。

また、風水害、地震等各種防災マニュアルを施設職員へ周知徹底を図っていく。

| 実施月      | 年間訓練・研修計画   |
|----------|---|
| 4月       | 消防・避難訓練（新人職員対象）<br>・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練                                  |
| 5月<br>1月 | 消防・避難訓練（夜勤帯想定）<br>・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練                    |
| 6月       | 防火・防災マニュアル研修  |
| 7月       | 非常召集訓練<br>・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 非常召集連絡網による召集訓練<br>・ 消火訓練（消火器使用） ・ 避難誘導訓練     |
| 11月      | 地区との合同消防避難訓練<br>・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 消火訓練（消火器、散水栓使用）<br>・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練 |
| 9月<br>3月 | 消防・避難訓練（日勤帯想定）<br>・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練                    |

# 生活相談員

## 1 家族との連絡調整

入居者・家族の相談窓口として、利用者の生活支援につなげていくためにも、朝礼・申送りの各部署からの情報をもとに、入居者の生活状況、要望を確認し、適時家族へ電話連絡等による報告を行い、家族の意向の確認、理解・協力を得ることで、家族と連携していく。

また、個別の入居者・家族との関わり状況をまとめたシートの活用を継続し、より良い関係作りの支援となるようにアプローチのあり方を検討し、実践していく。

## 2 ターミナルケアの充実

ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、医師から終末期にあるとの判断があった際には、入居者・家族の意向を聞き取り確認し、人として尊厳を保って最期を迎えられるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を入居者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。また、実践後の振り返りを行う。

## 3 生活相談員の資質向上と専門性の確立

生活相談員業務マニュアルを基に、生活相談員としての役割を理解したうえで、一つ一つの業務を確実に遂行し、専門性を確立させていく。

また、入居者を取り巻く様々な制度の変革に合わせ、常に最新の情報を入手し、迅速かつ的確に対応する。

## 4 各職種・外部機関との連携強化

日常のミーティングやカンファレンスを活用して、情報の発信・収集を行い、施設内外の情報を共有するとともに、外部機関とのパイプ役として連絡調整を行う。

また、最新の情報の確認と円滑にサービスを提供するために、日常業務の中で、報告・連絡・相談を確実に行う。その為、朝礼後・申送り後に、相談員によるミーティングを実施することで、介護現場の状況確認及び情報の共有化に努め、入居者の生活の質を高めるサービスの提供が行えるよう、各部署間の調整を行う。

# 介護支援専門員

## 1 アセスメントの充実

- 1) システム内のアセスメントソフトを継続活用し、内容の充実を図る。
- 2) 入所時・介護保険更新時・プラン見直し時のアセスメントを行い、入居者の様子・留意事項等の情報を積み重ねていく。

## 2 ケアプランの周知徹底と位置づけ

- 1) カンファレンスの後の立案プランを速やかに作成する。
- 2) ケアプランを各部署に配布し、ケアプランに添った生活支援に対する共通した意識付けをしていく。

## 3 カンファレンスの充実

- 1) 毎週木曜日のカンファレンス開催スケジュールを作成し、資料の事前配布を徹底し、効果的なカンファレンスにしていく。
- 2) カンファレンスの開催後、速やかに要点をまとめて各部署に配布し、情報の共有化を図る。

## 4 モニタリングの実践

- 1) ケアプランに添った支援の実施状況を検証するために、ケアプランモニタリングシートを作成し活用する。
- 2) 評価の後、プランの続行・変更を検討すべくカンファレンスに提示していく。

## 5 ターミナルケアの充実

- 1) 各職種と協働でターミナル期を迎えた入居者対象のカンファレンスをタイムリーに開催する。
- 2) カンファレンスは家族参加型のものとし、家族の意向を聞き取りながら急変時の対応を含めたケアの方向性を決定する。
- 3) カンファレンス終了後は、速やかに「看取り介護計画書」を作成し、本人、又はその家族に計画内容を説明し同意を得た後に計画書に沿ったサービスを各職種協働により提供する。
- 4) ターミナルケア実施後には、振り返りのカンファレンスを開催して課題に対する改善策を検討及び実践することでターミナルケアの質の向上に努める。

## 6 介護支援専門員の資質向上と他職種との連携

- 1) 知識と技術のレベルアップを図り、自立支援につながるケアプラン作成に努める。
- 2) 朝礼、申し送り等での情報の発信と収集に努め、現状の把握とケアプランへの反映の適時性を図っていく。

# 介護部門

## 1 人材養成の積極的展開

法人基本理念が介護サービスの根幹となるように基本理念の理解を深め、常に入居者主体でサービスが提供できる人材を育てる。

### 1) 新任職員指導

① 指導内容・指導方法について新任指導担当者への研修を行い、3 か月間のマンツーマン研修で基本理念に基づく介護の基本が習得出来るように取り組む。

### 2) 介護マニュアルに基づく介護サービスの徹底

① 介護マニュアルが更に基本理念に基づく内容となるように年1回見直しを行う。

② 介護マニュアルに基づくサービスの実践検証を行い、課題のある職員に対して介護課長、主任・副主任介護員による個別指導を実施する。

## 2 個別ケアの充実

### 1) 生活支援と自立支援への取り組み

入居者一人一人に合わせた日常介護を見直し、介護の基本である生活支援を充実させ、日常生活の中で現存機能を最大限活用した自立支援と環境の整備に取り組むことで、より豊かで快適な生活を送って頂き、生活の質の向上を図る。

#### 【力点】

① 日々の生活支援の中で入居者の状態を常に確認し、現有する能力を適正に把握する事で、個々の能力を活かした自立支援に取り組む。

② 各フロアにおいて在籍する利用者個々の個性に応じてケアの多様化を図るとともに、フロア毎での利用者交流支援・楽しみづくりに取り組む。また、行事や集団リハビリ等を通じてフロア間の交流支援に努める。

③ 日々の関わりの中から入居者の意向を汲み取り、衛生的、且つ、快適な生活が送れるように居室環境を整える。また、入居者の意向を確認したうえで、ベッド周りの整理整頓及び清掃を行う。

### 2) ケアプランに基づくサービスの提供と自立支援への取り組み

ケアプランに基づき、入居者個々のニーズに沿ったケアの提供とともに、個別リハビリ・拘縮予防の実施により、心身の機能保持・減退防止を図り、自立支援につなげていく。

ケアシステムを活用し、ケアプランに連動したケアが日々実践できているかを定期的に検証していく。

また、日々の入居者との関わりの中で得た情報をシステム内に集積し、カンファレン

スの場に情報提供し、ケアプランの効果的な見直しにつなげていく。

**【力点】**

- ① システムのケア記録を介護職員全員が継続して入力していく。また、ケア記録からケアの提供状況を定期的に検証し、見直しを行う。
- ② ケアプランに基づきケアを実施し、関わりの中で細かな情報をケース記録として集積することで個別性の高いケース記録にする。そのケース記録を基に毎月、ケアプランと照らし合わせてまとめを記録し、カンファレンスにてケアプランの効果的な見直しにつなげる。
- ③ 理学療法士、訓練指導員と連携を図り、個別機能回復訓練計画に基づきリハビリを実践し、入居者の現存機能維持に努めるとともに、小枕等の使用による拘縮予防に取り組む。

3 認知症専門ケアの充実

認知症状の中にあっても尊厳あるその人らしい生活が送れるよう認知症への理解と共感を深め、入居者のどのような精神状態に置いても適切な対応に努める。喜び・楽しみをもち続けられるようチームケアを展開し、安らげる生活空間を提供する。

**【力点】**

- ① 認知症介護実践者研修の修了者を中心に、入居者個々の認知症状や進行状況に合わせたケアを展開させ、その人らしい生活の維持に努める。
- ② 楽しみづくりの一環として、入居者が楽しんで取り組める脳トレや回想療法等を取り入れた幅広いレクリエーションを提供する。
- ③ 認知症ケアの実践を通じて発生する課題に対しチームアプローチを行い、チームケアによる課題の解決に取り組んでいく。

4 リスクマネジメントの取り組み

入居者の生活に係るリスクを多面的にとらえ、常にリスク管理を行うことで安心・安全な生活を保障する。また、入居者との信頼関係を築き、穏やかな精神状態での生活を送れるように支援する。

**【力点】**

- ① 認知症高齢者に多く見られる事故を未然に防止するために、認知症状を的確に把握し、入居者個々の生活リズムと行動パターンから危険予知を行う。また、精神状態によって大きく作用される突発的な危険行動へも、速やかに対応していく。
- ② 入居者個々の生活観や価値観を理解の上で日常生活様態を把握し、入居者の行動範囲の中で、現存機能に応じた日常生活動作になっているかを常に確認し、予見と回避をもって事故防止に取り組む。
- ③ 事故の再発防止に向けて事故の原因分析を行い、改善策の周知徹底と実施状況の

検証を徹底する。

## 5 ターミナルケアの充実

入居者一人一人の終末期において、人権の保障はもとより、その人がその人らしく最期を迎えられるよう最大限のケアを提供し、ターミナルケアの充実を図る。

### 【力点】

- ① 家族と本人の意向を尊重し、家族の思いに沿えるように積極的に関わり、その人らしく安心、且つ、安らげるケアを提供する。
- ② ターミナルケア実施後の振り返りを行い、課題に対する改善策を実践していくことで質の高いターミナルケアの実現を目指す。

## 6 介護スタッフ及び各職種との連携強化

交替勤務者の多い介護現場での情報の共有方法として、連絡簿の活用や日々のミーティングを通じて周知徹底することで、介護スタッフ間での連携と意思統一を図っていく。

また、業務調整事項や入居者の状態変化、入居者及び家族等からの希望・要望があった場合を含め、必要時に的確な報告・連絡・相談を徹底し、他部署との連携を図っていく。



## 看護部門

### 1 部署内及び各職種間との連携強化

入居者の施設生活を健康で豊かなものにするために部署内・各職種間と連携し、情報を共有化することで、より良いチームケアを展開する。

#### 【力点】

- ① 入居者の健康管理をするうえにおいて、看護職員間のチームワークの強化は重要であり、入居者の自立支援のため、ミーティング・申送り等で情報を共有し、健康で安全・安心した生活が送れるよう医務室内の連携強化に努める。
- ② 個人ケース、バイタル表、日誌をもとに日々の報告を行い、医師との連携強化を図る。
- ③ 医療情報提供書や看護情報提供書（看護サマリー）を活用し、各医療機関との連携を図り、退院時においては事前面接を行い、健康状態の把握に努める。
- ④ 毎日の申し送りや、カンファレンス・各職種間と情報を共有し、異常の早期発見に努め、入居者の健康管理を行なう。

### 2 個別ケアの充実

入居者の健康管理において、その人らしさの実現を念頭に、個々の健康状態を日々観察し、各職種と連携しながらケアプランに沿った医療処遇の充実を図る。

#### 【力点】

- ① 個人ケース、医務情報ファイル、申し送りファイルにより、入居者の既往歴・治療内容・身体状況を理解し、異常の早期発見に努め、安楽な生活ができるよう支援する。
- ② 個別の受診希望については医師、家族等との調整の上、医療機関への受診介助を行う。

### 3 ターミナルケアの充実

入居者の終末期において、苦痛のない安らかな終末期が迎えられるよう家族と職員が、入居者に対し共に援助できる体制を整え、その人がその人らしく最期を迎えられるよう援助する。

#### 【力点】

- ① ターミナルケアの方針決定について、ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、ターミナル期移行時に医師をはじめ各職種と連携し、入居者とその家族の望むケアを提供する。
- ② 入居者の苦痛の除去及び緩和に努め、環境を整備し、安らかな状態が維持できるよ

う尊厳を持って看取りのための援助を行う。

- ③ 職員を対象にしたターミナルケアについての研修を行い、知識・技術の向上を図る。

#### 4 機能回復訓練の充実

入居者個々に、その人らしく、生きがいある、自立した生活を送っていただけるよう、機能訓練指導員が理学療法士及び各職種との協働により個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいた機能訓練を実施していく。

|           |   |  |
|-----------|---|--|
| 毎日        | : | 個別リハビリメニュー（毎日用）、ラジオ体操                    |
| 月・火・金・土曜日 | : | 浴中リハビリ（特浴）                               |
| 火曜日       | : | 拘縮予防（理学療法士）                              |
| 火・木曜日     | : | 健康体操及び集団リハビリ（ゲーム等）<br>個別リハビリメニュー（火・木曜日用） |

#### 5 感染症予防対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、職員研修の実施及び施設環境整備に努める。

##### 【力点】

- ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

#### 6 経口摂取維持への取り組み

医師をはじめ各職種連携のもと楽しく、且つ、安全な経口摂取を維持するための取り組みを行う。

##### 【力点】

- ① 日々のケアにおいて入居者の食事摂取の状態を把握し、カンファレンス等の場において、各入居者の身体状況、栄養状態等の情報を共有し、食事形態、摂取方法等について検証を行い、安全に経口摂取が出来るよう支援する。
- ② 入居者が安全に食事摂取を出来るよう、誤嚥防止、誤嚥時の対応について職員研修を行う。

# 食事部門

## 1 楽しみとされる食事

入居者の選択意思を尊重し、個々の嗜好を生かしていただける食べやすい食事の提供を基本に「楽しみとされる食事」作りを目標とし、衛生管理の徹底とともに、食事全般のサービス向上に取り組み、施設内の食生活の充実を図る。

- 1) 手作りおやつメニューを増やし、週1回提供する。
- 2) 入居者の嗜好情報（嗜好調査等）を収集・把握して献立に反映させる。
- 3) 日常の献立にも代替食等により、入居者の嗜好ニーズの対応に努める。
- 4) 行事食・選択食の実施。
- 5) 市場調査による適切な価格でもって、より新鮮で品質の良い食材購入に努める。
- 6) 適時適温食の実施。

## 2 栄養ケア計画の実施

各職種間との連携により、入居者の身体状況・食事摂取量等を把握し、個別の栄養ケア計画を作成、また、介護サービス計画書とも連携し、一人一人に合わせた食事の提供により、低栄養状態の予防・改善、喫食環境の改善を図っていく。

- 1) 入所前に、身長・体重測定・食事状況の情報を得て、スクリーニングを行い、低栄養状態のリスクの把握を行う。
- 2) モニタリングを低栄養状態の低リスク者は3か月毎、中リスク者は1か月毎、高リスク者は2週間毎に行い、栄養ケア計画を見直す。

## 3 衛生管理マニュアルの徹底

施設入居者が高齢であり、食中毒が起きると感染の拡大・命にかかわる危険性もある。そのため、衛生管理マニュアルの徹底による食中毒の防止に努め、安全な食事を提供する。

- 1) 食事サービス委員会・調理研究会において、部署内外へ食品・器具の取扱いについて周知徹底を行う。
- 2) 入居者及び入居者家族へ居室内の食品の管理について呼びかける。
- 3) 厨房内の環境整備を強化する。
  - ① 清掃チェック表を基に実施状況の検証を行い、確実に実施する。

## 4 経口摂取維持への取り組み

食事とは、本来口から食べるものであることから、各職種共同により入居者全員の経口維持計画書を作成し、経口維持できるように個人の咀嚼・嚥下機能に配慮した食事の提供を行う。

#### 5 調理技術の向上

調理研究会にて、入居者に合ったトロミ材の付け方・食材の切り方・味付けなどの統一を図り、ソフト食・手作りおやつなど調理実習を行っていく。

#### 6 ターミナルケアの充実

家族・各職種との協働により、終末期を迎えた入居者が最期まで経口による食事摂取が適うように、入居者個々の嗜好を反映させながら咀嚼・嚥下状態に応じた食事を提供する。

#### 7 部署内及び各職種の連携強化

入居者の健康状態の把握と栄養ケア計画を実施するため、部署内においては日々のミーティングを活用し、各部署については、申し送り・カンファレンス等を通じて連絡・連携を図ることで、入居者のより豊かで楽しみのある食事の提供に努める。

# 平成29年度 事業計画

| 桜谷荘ショートステイ事業所（定員 10名） |   |
|-----------------------|---|
| 基本理念                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公益的事業の積極的取り組み</li> <li>② 人権を擁護する</li> <li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li> <li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li> <li>⑤ 地域社会との共生</li> </ul>   |
| 基本方針                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域の福祉ニーズを把握し、地域社会の福祉資源として積極的に機能する</li> <li>② 利用者の自己選択を尊重し、個別性の高いサービスを提供する</li> <li>③ 在宅介護を支え、在宅生活の自立を支援する</li> <li>④ 関係機関と連携し、利用者の最善の利益を追求する</li> <li>⑤ 世代間交流や地域住民との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する</li> </ul>   |
| 重点項目                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進</li> <li>② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する</li> <li>③ ケアプランに基づく介護サービスの提供</li> <li>④ 医療処遇の充実</li> <li>⑤ 安全管理体制の強化</li> <li>⑥ 顧客確保への積極的取り組み</li> <li>⑦ 赤穂市介護支援専門員連絡協議会と連携し、在宅サービスの充実を図る</li> <li>⑧ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化</li> <li>⑨ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る</li> <li>⑩ 部署内及び各職種との連携強化</li> </ul> |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>総 括</p>   | <p>本年度は、公益的事業の推進として、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターだけではなく、行政や医療機関等との連携を図り、赤穂市における福祉ニーズを把握し、ニーズに沿ったサービスの検討・実践に努める。また、在宅介護支援センターやすらぎの開催する介護者教室等に積極的に参画し、事業所の専門的知識や技術を地域に福祉還元していくほか、特養と連携して地域サポート型施設の機能強化及び福祉避難所の体制整備等に取り組む。</p> <p>顧客確保のためには、サービスの質の向上が必須の条件である。そのためにも、下記の内容の機能充実・強化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 利用者個々の嗜好ニーズに応じたプログラムの提供を行う。</li> <li>2) 居宅介護支援事業所への訪問及び電話連絡、FAXによりタイムリーにベッドの空き状況を報告し、ショートステイ利用者の紹介を依頼する。</li> <li>3) 特養入居者の在所者数の変動を予測し、空きベッドを可能な限り利用できるような確な予約管理を行う。また、キャンセル待ち利用者の管理を徹底し、利用可能な状況が発生した際に、迅速に対応できる体制を整える。</li> <li>4) 接客技術・面接技術・アセスメント力の向上に取り組む。</li> <li>5) ニーズに応じて、時間外・緊急時の入退所にも対応する。</li> </ol> |
| <p>新たな取り</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年度は、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターだけではなく、行政や医療機関等との連携を図り、赤穂市における福祉ニーズ</li> </ul>   |

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>組み</p>            | <p>を把握し、ニーズに沿ったサービスの検討・実践に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤穂市老人福祉事業協会と連携を図り、赤穂市介護支援専門員連絡協議会との意見交換会を定期的で開催し、在宅の介護保険サービスの3本柱である、ショートステイ・デイサービス・ホームヘルプを効果的に組み合わせたプランの作成を依頼していく他、ショートステイに対するニーズを把握し、その人らしい在宅生活が継続できるようにサービスの向上に努める。</li> </ul> |
| <p>目標平均要<br/>介護度</p> | <p>2.5</p>   |
| <p>目標稼働率</p>         | <p>110.0%</p>  |

平成29年度

# 事業計画書

桜谷荘ショートステイ事業所

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜基本方針＞

- ① 地域の福祉ニーズを把握し、地域社会の福祉資源として積極的に機能する
- ② 利用者の自己選択を尊重し、個別性の高いサービスを提供する
- ③ 在宅介護を支え、在宅生活の自立を支援する
- ④ 関係機関と連携し、利用者の最善の利益を追求する
- ⑤ 世代間交流や地域住民との連携を図り互いに協力しあえる環境を構築する

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する
- ③ ケアプランに基づく介護サービスの提供
- ④ 医療処遇の充実
- ⑤ 安全管理体制の強化
- ⑥ 顧客確保への積極的取り組み
- ⑦ 赤穂市介護支援専門員連絡協議会と連携し、在宅サービスの充実を図る
- ⑧ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化
- ⑨ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑩ 部署内及び各職種との連携強化

### 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す



以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（2年目）を積極的に推進する。

## 2 地域の福祉ニーズを把握し、専門的知識・技術を地域に福祉還元する

居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターだけではなく、行政や医療機関等との連携を図り、赤穂市における福祉ニーズを把握し、ニーズに沿ったサービスの検討・実践に努める。また、在宅介護支援センターやすらぎの開催する介護者教室等に積極的に参画し、事業所の専門的知識や技術を地域に福祉還元していくほか、特養と連携して地域サポート型施設の機能強化及び福祉避難所の体制整備等に取り組む。

## 3 ケアプランに基づく介護サービスの提供

利用者のニーズ、心身の状況及びその置かれている環境を把握したうえで、サービス利用の予定・継続性に配慮し、ケアプランを策定し、プランに沿ったケア提供、要望に沿える個別性の高いサービス提供に取り組んでいく。

特に、長期間利用が無い場合のショートステイ利用時には、入所時の状態確認だけではなく、担当ケアマネジャーへの情報提供書の要請、家族への状態確認を行うほか、本人との事前面談を行うことで利用者の状態を正確に把握し、状態に応じた適切なサービスの提供に努める。

利用中に状態変化があった場合には、必要に応じて家族に確認のうえケアカンファレンス・申し送り等でケアサービスの見直しと変更されたケア内容の周知徹底を図る。

## 4 医療処遇の充実

利用者の利用期間中の健康管理について、利用開始時に、在宅での健康管理・加療状況を確認し、かかりつけ医及び施設協力医療機関との連携のもと、家族の意向に沿った健康へのサポートが行えるように個別に医療処遇を適宜行っていく。

健康管理に必要な個別情報を利用毎に整理し、利用者個々における利用経過を把握して、機能訓練対応も含め、継続性のある健康管理・身体機能維持への取り組みを充実させることで、リピーター確保につなげていく。

機能訓練については、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画書を作成し、計画書に基づく機能訓練を実施する。また、計画書作成後に利用者、又はその家族に対して機能訓練の実施状況等を説明し、必要に応じて訓練内容を見直していくことで機能訓練の質の向上に努める。

## 5 安全管理体制の強化

事故等により利用者の状態が変わることによって、利用者・介護者の生活が変化することを念頭に置き、決して事故を起してはならないという意識のもと、介護事故防止委員会

を中心として、ケアスタッフ会・職員研修を活用し、介護知識・技術の向上を図り、利用者の安全確保に取り組む。

また、事故発生時には具体的に状況分析、原因の究明、再発防止策を検討し、IACレポートにまとめ、ミーティング等を活用してIACレポートの内容の周知徹底を図り、改善策を徹底させることで再発防止に努める。

## 6 顧客確保へ向けての積極的展開

顧客確保のためには、サービスの質の向上が必須の条件である。そのためにも、下記の内容の機能充実・強化を図る。

- 1) 利用者個々の嗜好ニーズに応じたプログラムの提供を行う。
- 2) 居宅介護支援事業所への訪問及び電話連絡、FAXによりタイムリーにベッドの空き状況を報告し、ショートステイ利用者の紹介を依頼する。
- 3) 特養入居者の在所者数の変動を予測し、空きベッドを可能な限り利用できるような確な予約管理を行う。また、キャンセル待ち利用者の管理を徹底し、利用可能な状況が発生した際に、迅速に対応できる体制を整える。
- 4) 接客技術・面接技術・アセスメント力の向上に取り組む。
- 5) ニーズに応じて、時間外・緊急時の入退所にも対応する。

## 7 赤穂市介護支援専門員連絡協議会と連携し、在宅サービスの充実を図る

赤穂市老人福祉事業協会と連携を図り、赤穂市介護支援専門員連絡協議会との意見交換会を定期的に開催し、在宅の介護保険サービスの3本柱である、ショートステイ・デイサービス・ホームヘルプを効果的に組み合わせたプランの作成を依頼していく他、ショートステイに対するニーズを把握し、その人らしい在宅生活が継続できるようにサービスの向上に努める。

## 8 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・医療機関との連携強化

居宅介護支援事業所をはじめ他事業所や医療機関との連携・連絡を密にし、介護者の介護軽減を図るとともに、自立支援を踏まえた質の高いサービス提供に努める。

特に、新規利用依頼については、スムーズにサービスが開始できるようにケアマネジャーやソーシャルワーカー等、との連携を深め十分なアセスメントを行っていく。

また、高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においても、赤穂市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携のうえでその防止に努めるとともに、緊急の受入要請があった際に迅速に対応する。

## 9 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受け窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を

迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

なお、苦情に対する対応は、苦情発生の状況、経過を確認し、関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。

また、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連絡・連携により、苦情だけでなく利用者の要望についてもサービス向上にむけての検証・検討事例として受け止め対応することで、サービスの質の向上へつなげていく。

#### 10 部署内及び各職種との連携強化

在宅サービスであるショートステイは、在宅での状態が把握し難い状況にあるため、家族やケアマネジャーから得た情報は確実に各部署に連絡し、共有することで適切なサービスの提供に努める。

# 平成29年度 事業計画

| (通所介護) デイサービスセンターやすらぎ (定員 35名) |   |
|--------------------------------|---|
| 基本理念                           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>       |
| 基本方針                           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の人権を擁護する</li><li>② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する</li><li>③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供</li></ul>            |
| 重点項目                           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画(2年目)の推進</li><li>② 利用者の確保及び在宅介護の支援</li><li>③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供</li><li>④ 人材養成の積極的展開</li></ul> |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携</p> <p>⑥ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施</p> <p>⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用</p>  |
| <p>総 括</p> | <p>第3期経営3か年計画（2年目）における、地域貢献への積極的展開として、在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取り組む。</p> <p>在宅で生活する利用者が通所介護に期待することは、基本的に身体介護及び心身の機能維持・向上による自立した在宅生活の継続であるが、併せて社会的交流による生活意欲の向上も大切であり、このことは介護者の負担軽減のうえからも必要である。</p> <p>サービスの提供に際しては、「介護予防」、「自立支援」を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し、介護重度者から軽度者におよび多様なニーズに応えるため、個別性を重視した個別援助計画に基づく、適切なサービスの提供に努める。</p> <p>本年度は、平成28年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題について、具体的改善策に取り組んでいく。</p> <p>また、利用者、家族から見たデイサービスへの期待、思いを確認するため、本年度も満足度調査を実施して、利用者サイドから見たデイ</p> |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>サービスの在り方を検証して、その結果をサービス内容に反映することで、デイサービスが在宅介護の効果的な支援となるよう努めていく。</p>  |
| <p>新たな取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽しみながらリハビリを行っていく「楽リハ」として、「ドキドキへびパニックⅡ」、「うりぼう叩き」等の介護予防機器を活用し、楽しみながら継続してリハビリを実施していくことで身体機能の維持を図っていく。また、介護ロボットをはじめ新機種の導入についても検討していく。</li> <li>・ 利用者が一層楽しんでいただくためにも、従来のレクリエーション（個別外出等）の充実を図っていく。</li> <li>・ 赤穂市においては、平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援</li> </ul> |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>総合事業が開始するため、本事業の中心的機関である地域包括支援センターと連携を取りながら利用者の受け入れを行い、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業の利用者に対して、介護予防計画及びケアマネジメントAに基づき、日常生活上の支援及び機能訓練を提供していく。</p> |
| <p>目標平均要<br/>介護度</p> | <p>2.50</p>  |
| <p>目標稼働率</p>         | <p>85.0%</p>   |

平成29年度

## 事業計画書

(通所介護) デイサービスセンターやすらぎ

### ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

### ＜基本方針＞

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する
- ③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供

### ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 利用者の確保及び在宅介護の支援
- ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
- ⑥ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用

#### 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

##### 1) 地域貢献への積極的展開

在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等の講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取り組む。

##### 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

##### 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（2年目）を積極的に推進する。



## 2 利用者の確保及び在宅介護の支援

新規利用者等の確保については、多様なサービスメニューを準備し、当事業所の特性である専門的な認知症予防や介護ロボットの導入などを地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ周知するとともに、機関紙などを通じて事業所のPRを広く地域に広報し、新規利用者等の確保に精力的に取り組んでいく。

在宅で生活する利用者が通所介護に期待することは、基本的に身体介護及び心身の機能維持・向上による自立した在宅生活の継続であるが、併せて社会的交流による生活意欲の向上も大切であり、このことは介護者の負担軽減のうえからも必要である。

サービスの提供に際しては、「介護予防」、「自立支援」を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し、介護重度者から軽度者におよび多様なニーズに応えるため、個別性を重視した個別援助計画に基づく、適切なサービスの提供に努める。

## 3 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成して科学的で質の高いサービスの提供に努める。

① 個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書（個別のサービス実施予定表）をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映していく。

## 4 人材養成の積極的展開

### 1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念を人材養成の糧とし、研修等を通じて理解を深め業務への実践を通して、地域社会から求められる福祉人材を育成していく。

### 2) 従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施する。

#### ① 中堅職員の研修

所内研修、介護実習、介護者教室などの指導を担当するとともに、勉強会などを開催して中堅職員としての自覚と素養を培う。

#### ② 所内・派遣研修

所内研修においては、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「身体拘束の防止」、「介護事故予防」、「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取り組んでいく。

また、各団体の主催する研修会にも積極的に参加して、専門知識、資質の向上に取り組む。

### ③ 認知症の専門研修

認知症の専門研修などを受講し、職員の専門性を高め、より高度な援助が提供できるようにしていく。

### 3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

### 4) 委員会活動

事業運営を各委員会に分担して従事職員が参画することで、業務に対する主体性を培い、問題意識の持ち方、捉え方などを学び、業務に対する改善など、サービス内容に反映することで、業務の活性化を図る。

## 5 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携

通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業においては、利用者の介護予防が利用目的として明確に示されており、その一翼を担う通所介護においては、支援体制が一事業所の完結であってはならず、サービスの利用が真に利用者の在宅生活の包括的支援に繋がるものでなければならない。

このことから、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等が主催する担当者会議に当センターも積極的に参画し、介護情報の共有と連携を一層強化して、サービスの効果的運用に努める。

また、高齢者虐待等が疑われる状況が発生した場合においては、赤穂市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携のうえで、その防止に努めていく。

## 6 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

本年度は、平成28年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題について、具体的改善策に取り組んでいく。

また、利用者、家族から見たデイサービスへの期待、思いを確認するため、本年度も満足度調査を実施して、利用者サイドから見たデイサービスの在り方を検証し、その結果をサービス内容に反映することで、デイサービスが在宅介護の効果的な支援策となるよう努める。

さらに、「サービス自己評価の手引き」に基づき本年度も、サービス検討委員会を中心に自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握し、改善の指標を明確にし、具体的改善策に取り組んでいく。

## 7 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的運用

赤穂市においては、平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業が開始するため、本事業の中心的機関である地域包括支援センターと連携を取りながら利用者の受け入れを行い、介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号通所事業の利用者に対して、介護予防計画、ケアマネジメント A に基づき、日常生活上の支援及び機能訓練、又はレクリエーションを提供していく。

## 8 利用者の介護・接客サービス

利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。

当センターにおいては、利用者のみならずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスの提供に努めていかなければならない。

このため、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭においた以下のサービスを効果的に提供していく。

- 1) 生活相談 : 利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供また、利用者及びその家族との日々の連絡、相談等により信頼関係を確立し、在宅を含めた相談援助を提供する。サービス担当者会議などの機会を通して、潜在的ニーズの発掘など、積極的な相談援助に努める。
- 2) 機能訓練 : 機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種の集団・個別リハビリ指導、日常動作訓練など介護予防を念頭に実施し、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助する。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後 3 か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、又は、その家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていく。

楽しみながらリハビリを行っていく「楽リハ」として、「ドキドキへびパニックⅡ」「うりぼう叩き」等の介護予防機器を活用し、楽しみながら継続してリハビリを実施していくことで身体機能の維持を図っていく。また、介護ロボットをはじめ新機種の導入についても検討していく。

- 3) 介護サービス : くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めると共に、食事、入浴、排泄においては、ADL の状況に応じた個別援助の徹底と転倒など事故防止に万全を期す。
- また、介護に際しては、日常生活動作訓練の機会と捉え、機能訓練と連動した、自立支援、在宅の介護軽減を視野に入れた、介護姿勢で取り組んでいく。
- 4) 健康チェック : 問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧、検温等バイタルチェックを実施し、身体の状態を把握して健康管理への助言を行なうと共に、必要に応じ専門医への受診の促がしなど疾病の早期発見に努める。
- 5) 送 迎 : 送迎は安全・快適を最優先とし、特に車への乗降時の介助、走行中の車酔い、座席からの転落等には添乗員を配置して万全を期す。
- また、安全な送迎場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子など、専用車両での送迎にあたる。
- 6) 入 浴 : 健康状態をチェックして安全な入浴に配慮すると共に、身嗜み、清潔保持の自立への支援の機会とする。
- また、心身ともに疲れを癒すような入浴が出来るよう雰囲気作りに努め、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉える。
- 7) 食 事 : 利用者の嗜好と食生活を考慮し、旬の食材により季節感に配慮すると共に、盛り付け、適温食の実施と雰囲気作りに努める。
- また、食事形態などの工夫により、満足感ある食事を提供していく。

## 9 行事企画及び個別嗜好の充実

社会的交流の支援、趣味、嗜好の充足及び心身の機能回復、減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事などを取り入れると共に、行事委員会を軸に利用者相互、利用者と職員の信頼関係、ふれあいを構築する独自のメニューの開発などに取り組んでいく。

また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

《平成 29 年度行事予定》

| 実施月 | プログラム(午前中)            | 実施月  | プログラム(午前中)     |
|-----|-----------------------|------|----------------|
| 4 月 | 開所記念行事<br>バスハイク (お花見) | 10 月 | レクゲーム<br>室内運動会 |

|    |                                 |     |                                       |
|----|---------------------------------|-----|---------------------------------------|
|    | カレンダー作り・誕生会                     |     | カレンダー作り・誕生会                           |
| 5月 | レクゲーム<br>料理教室<br>カレンダー作り・誕生会    | 11月 | レクゲーム<br>料理教室<br>カレンダー作り・誕生会          |
| 6月 | レクゲーム<br>創作活動<br>カレンダー作り・誕生会    | 12月 | 忠臣蔵大会<br>クリスマス・忘年会・餅つき<br>カレンダー作り・誕生会 |
| 7月 | 七夕祭り<br>レクゲーム<br>カレンダー作り・誕生会    | 1月  | 新年会<br>新春カルタ・すごろく・福笑い<br>カレンダー作り・誕生会  |
| 8月 | 夏祭り（盆踊り）<br>創作活動<br>カレンダー作り・誕生会 | 2月  | 節分行事<br>バレンタイン<br>カレンダー作り・誕生会         |
| 9月 | 敬老会<br>レクゲーム<br>カレンダー作り・誕生会     | 3月  | ひな祭り行事<br>レクゲーム<br>カレンダー作り・誕生会        |

※ そのために、楽しみ作りの一環の一つとして、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施していく。

# 平成29年度 事業計画

## (認知症対応型通所介護) デイサービスセンターやすら

ぎ (定員 12名)

|      |   |
|------|---|
| 基本理念 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul> |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の人権を擁護する</li><li>② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する</li><li>③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供</li></ul>      |
| 重点項目 | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画(2年目)の推進</li><li>② 利用者の確保及び在宅介護の支援</li><li>③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供</li></ul>                |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>④ 人材養成の積極的展開</p> <p>⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携及</p> <p>⑥ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施</p> <p>⑦ 運営推進会議の効果的運用</p>  |
| <p>総 括</p> | <p>第3期経営3か年計画（2年目）における、地域貢献への積極的展開として、在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取り組む。</p> <p>新規利用者等の確保については、赤穂市唯一の認知症対応型通所介護であることを地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へより一層周知するとともに、機関紙などを通じて事業所のPRを広く地域に広報し、新規利用者等の確保に精力的に取り組んでいく。</p> <p>認知症対応については、一層の個別性が求められることから、利用目的を明確にし、認知症の進行予防については、脳トレを中心とした効果的な実施メニュー（音読・計算・書写・間違い探し・記憶力ゲーム等）を準備し、職員が個別対応により、脳トレ等の実施過程において、利用者に対し「良い評価」を行うことにより、「達成感」を感じて頂くとともに、職員との良い人間関係を構築し、充実した時間を過ごして頂く。（居場所作り）また、脳トレの結果や評価を必ず半年に一</p> |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>度は、家族に報告していく。</p> <p>利用者対応に際しては、ユマニチュードを実践し、利用者の精神安定を図り、居場所作りに力を入れていく。</p> <p><b>【ユマニチュード】</b></p> <p>① しっかり正面に位置して目を合わせる。～少しの時間は笑顔で目を離さない！</p> <p>認知症の利用者は視野が狭く横から話しかけると、驚きなどで興奮し、コミュニケーションが取れなくなることが多いので、正面から近づいていく。</p> <p>② しっかりと、やさしく言葉をかけ、意思疎通を図る。</p> <p>「あなたのことを大切に思っていますよ！」の気持ち（シグナル）を以って対応することが大切。</p> <p>③ 身体に触れる。（しっかりと、やさしく）手、腕を持つときは下から支えるイメージで！</p> <p>後ろから車椅子などを押すときも、片手は相手の肩にしっかりと手を添えて安心感を与える。</p> <p>④ 歩くなどの「行動支援」～人は歩くことで、気持ちが前向きになる。</p> <p>決して「諦めず」、「無駄」と思わずに粘り強く続けていくことで改善が見られる。</p> <p>を指標に全職員で取り組んでいく。</p> |
| <p>新たな取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽しみながらリハビリを行っていく「楽リハ」として、「ドキドキへびパニックII」、「うりぼう叩き」の機械を活用し、楽しみながら継続してリハビリを実施していくことで身体機能の維持を図っていく。</li> <li>・ 利用者が一層楽しんでいただくためにも、従来のレクリエーション</li> </ul>   |



|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p>ン（個別外出等）の充実を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営推進会議は、認知症対応型通所介護事業での施設サービスの現状を地域住民を代表する委員に説明し、意見、要望、助言等を受け、認知症対応型通所介護サービスに反映させる。また、会議においては、認知症高齢者にかかる地域ニーズ等を確認するとともに、運営推進会議を通して、認知症対応型通所介護の専門性をより広く地域にアピールしていく。</li> </ul> |
| <p>目標平均要<br/>介護度</p> | <p>2.0</p>  |
| <p>目標稼働率</p>         | <p>85.0%</p>  |

平成29年度

## 事業計画書

(認知症対応型通所介護) デイサービスセンターやすらぎ

### ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

### ＜基本方針＞

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する
- ③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供

### ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 利用者の確保及び在宅介護の支援
- ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携
- ⑥ 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施
- ⑦ 運営推進会議の効果的運用

#### 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

##### 1) 地域貢献への積極的展開

在宅介護支援センターやすらぎが開催する転倒予防・認知症予防等の講習に積極的に参画し、「地域社会との共生」により一層積極的に取り組む。

##### 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

##### 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（2年目）を積極的に推進する。

## 2 利用者の確保及び在宅介護の支援

新規利用者等の確保については、赤穂市唯一の認知症対応型通所介護であることを地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へより一層周知するとともに、機関紙などを通じて事業所のPRを広く地域に広報誌、新規利用者等の確保に精力的に取り組んでいく。

また、

在宅で生活する利用者が認知症対応型通所介護に期待することは、基本的に身体介護及び認知症の進行予防、心身の機能維持・向上による自立した在宅生活の継続であるが、併せて、社会的交流による生活意欲の向上も大切であり、このことは、介護者の心身にかかる負担軽減のうえからも必要である。

サービスの提供に際しては、「認知症の進行予防」、「自立支援」を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し、認知症高齢者の個性に応じた多様なニーズに応えるため、個別援助計画に基づき適切なサービスの提供に努める。

## 3 個別援助計画に基づく自立支援及び専門的サービスの提供

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。そのために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成して科学的で質の高いサービスの提供に努める。

1) 個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書(個別のサービス実施予定表)をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映していく。

2) 認知症対応については、一層の個別性が求められることから、利用目的を明確にし、認知症の進行予防については、脳トレを中心とした効果的な実施メニュー(音読・計算・書写・間違い探し・記憶力ゲーム等)を準備し、職員が個別対応により、脳トレ等の実施過程において、利用者に対し「良い評価」を行うことにより、「達成感」を感じて頂くとともに、職員との良い人間関係を構築し、充実した時間を過ごして頂く。(居場所作り)また、脳トレの結果や評価を必ず半年に一度は、家族に報告していく。

利用者対応に際しては、ユマニチュードを実践し、利用者の精神安定を図り、居場所作りに力を入れていく。

### 【ユマニチュード】

① しっかり正面に位置して目を合わせる。～少しの時間は笑顔で目を離さない!

認知症の利用者は視野が狭く横から話しかけると、驚きなどで興奮し、コミュニケーションが取れなくなることが多いので、正面から近づいていく。

② しっかりと、やさしく言葉をかけ、意思疎通を図る。

「あなたのことを大切に思っていますよ!」の気持ち(シグナル)を以って対応す

ることが大切。

- ③ 身体に触れる。(しっかりと、やさしく)手、腕を持つときは下から支えるイメージで!

後ろから車椅子などを押すときも、片手は相手の肩にしっかりと手を添えて安心感を与える。

- ④ 歩くなどの「行動支援」～人は歩くことで、気持ちが前向きになる。  
決して「諦めず」、「無駄」と思わずに粘り強く続けていくことで改善が見られる。  
を指標に全職員で取り組んでいく。

#### 4 人材養成の積極的展開

##### 1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念を人材養成の糧とし、研修等を通じて理解を深め業務への実践を通して、地域社会から求められる福祉人材を育成していく。

##### 2) 従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施する。

###### ① 中堅職員の研修

所内研修、介護実習、介護者教室などの指導を担当するとともに、勉強会などを開催して中堅職員としての自覚と素養を培う。

###### ② 所内・派遣研修

所内研修においては、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「身体拘束の防止」、「介護事故予防」、「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取り組んでいく。

また、各団体の主催する研修会にも積極的に参加して、専門知識、資質の向上に取り組む。

###### ③ 認知症の専門研修

認知症の専門研修などを受講し、職員の専門性を高め、より高度な援助が提供できるようにしていく。

##### 3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

##### 4) 委員会活動

事業運営を各委員会に分担して従事職員が参画することで、業務に対する主体性を培い、問題意識の持ち方、捉え方などを学び、業務に対する改善など、サービス内容に反映することで、業務の活性化を図る。

#### 5 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所との連携

認知症対応型通所路介護においては、利用者の認知症の進行予防が利用目的として明

確に示されており、その一翼を担う通所介護においては、支援体制が一事業所の完結であってはならず、サービスの利用が真に利用者の在宅生活の包括的支援に繋がるものでなければならない。

このことから、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等が主催する担当者会議に当センターも積極的に参画し、介護情報の共有と連携を一層強化して、サービスの効果的運用に努める。

また、高齢者虐待等が疑われる状況が発生した場合においては、赤穂市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携のうえで、その防止に努めていく。

## 6 利用者満足度調査及びサービス自己評価の実施

本年度は、平成28年度受審した福祉サービス第三者評価からの課題について、具体的改善策に取り組んでいく。

また、利用者、家族から見た認知症対応型デイサービスへの期待、思いを確認するため、本年度も満足度調査を実施して、利用者サイドから見たサービスの在り方を検証し、その結果をサービス内容に反映することで、在宅介護の効果的な支援となるよう努めていく。

さらに、「サービス自己評価の手引き」に基づき本年度も、サービス検討委員会を中心に自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握し、改善の指標を明確にし、具体的改善策に取り組んでいく。

## 7 運営推進会議の効果的運用

運営推進会議は、認知症対応型通所介護事業での施設サービスの現状を地域住民を代表する委員に説明し、意見、要望、助言等を受け、認知症対応型通所介護サービスに反映させる。また、会議においては、認知症高齢者にかかる地域ニーズ等を確認するとともに、運営推進会議を通して、認知症対応型通所介護の専門性をより広く地域にアピールしていく。

## 8 利用者の介護・接客サービス

利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。

当センターにおいては、利用者だけに留まらずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスの提供に努めていかなければならない。

このため、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭においた以下のサービスを効果的に提供していく。

- 1) 生活相談 : 利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供また、利用者及びその家族との日々の連絡、相談等により信頼関係を確立し、在宅を含めた相談援助を提供する。サービス担当者会議などの機会を通して、潜在的ニーズの発掘など、積極的な相談援助に努める。
- 2) 機能訓練 : 機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種の集団・個別リハビリ指導、日常動作訓練など介護予防を念頭に実施し、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助する。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、又は、その家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていく。
- 楽しみながらリハビリを行っていく「楽リハ」として、「ドキドキへびパニックII」「うりぼう叩き」等の介護予防機器を活用し、楽しみながら継続してリハビリを実施していくことで身体機能の維持を図っていく。また、介護ロボットをはじめ新機種の導入についても検討していく。
- 3) 介護サービス : くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めると共に、食事、入浴、排泄においては、ADL の状況に応じた個別援助の徹底と転倒など事故防止に万全を期す。また、介護に際しては、日常生活動作訓練の機会と捉え、機能訓練と連動した、自立支援、在宅の介護軽減を視野に入れた、介護姿勢で取り組んでいく。
- 4) 健康チェック : 問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧、検温等バイタルチェックを実施し、身体の状態を把握して健康管理への助言を行なうと共に、必要に応じ専門医への受診の促がしなど疾病の早期発見に努める。
- 5) 送 迎 : 送迎は安全・快適を最優先とし、特に車への乗降時の介助、走行中の車酔い、座席からの転落等には添乗員を配置して万全を期す。また、安全な送迎場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子など、専用車両での送迎にあたる。
- 6) 入 浴 : 健康状態をチェックして安全な入浴に配慮すると共に、身嗜み、清潔保持の自立への支援の機会とする。

また、心身ともに疲れを癒すような入浴が出来るよう雰囲気作りに努め、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉える。

- 7) 食 事 : 利用者の嗜好と食生活を考慮し、旬の食材により季節感に配慮すると共に、盛り付け、適温食の実施と雰囲気作りに努める。
- また、食事形態などの工夫により、満足感ある食事を提供していく。

## 9 行事企画及び専門的対応

認知症利用者の対応は、基本的には個別対応であるが、社会的交流の支援、趣味、嗜好の充足及び心身の機能回復、減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事などを取り入れると共に、行事委員会を軸に利用者相互、利用者と職員の信頼関係、ふれあいを構築する独自のメニューの開発などに取り組んでいく。また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

《平成 29 年度行事予定》

| 実施月 | プログラム(午前中)                          | 実施月 | プログラム(午前中)                            |
|-----|-------------------------------------|-----|---------------------------------------|
| 4月  | 開所記念行事<br>バスハイク(お花見)<br>カレンダー作り・誕生会 | 10月 | レクゲーム、室内運動会<br>カレンダー作り・誕生会            |
| 5月  | レクゲーム、料理教室<br>カレンダー作り・誕生会           | 11月 | レクゲーム、料理教室<br>カレンダー作り・誕生会             |
| 6月  | レクゲーム、創作活動<br>カレンダー作り・誕生会           | 12月 | 忠臣蔵大会<br>クリスマス・忘年会・餅つき<br>カレンダー作り・誕生会 |
| 7月  | 七夕祭り、レクゲーム<br>カレンダー作り・誕生会           | 1月  | 新年会<br>新春カルタ・すごろく・福笑い<br>カレンダー作り・誕生会  |
| 8月  | 夏祭り(盆踊り)、創作活動<br>カレンダー作り・誕生会        | 2月  | 節分行事、バレンタイン、<br>カレンダー作り・誕生会           |
| 9月  | 敬老会、レクゲーム<br>カレンダー作り・誕生会            | 3月  | ひな祭り行事、レクゲーム<br>カレンダー作り・誕生会           |

※ そのために、楽しみ作りの一環の一つとして、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施していく。

# 平成29年度 事業計画

| やすらぎ居宅介護支援事業所 |  |
|---------------|--|
| 基本理念          | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>  |
| 基本方針          | <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の人権を擁護する</li><li>② 保健・医療・福祉との連携の強化</li><li>③ 要介護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する</li></ul>  |
| 重点項目          | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進</li><li>② 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保</li><li>③ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践</li><li>④ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携</li><li>⑤ 人材養成の積極的展開</li></ul> |



|            |   |
|------------|---|
|            | <p>⑥ 福祉サービス第三者評価結果の検証・改善</p> <p>⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用</p>  |
| <p>総 括</p> | <p>本年度は、公益的事業の推進として、法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、地域密着型ボランティア養成講座の開催及び模擬店等機材の貸し出し事業に協力していく。</p> <p>また、在宅介護支援センターやすらぎ主催の認知症予防教室、介護技術講習、介護者教室、転倒予防教室に参加して、居宅介護支援事業所として知識技術を地域に福祉還元していく。</p> <p>要介護高齢者が少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援していく。その為には、高齢者が置かれている環境（身体・家族・地域等）について総合的にアセスメントを実施し、明確に課題を捉えてプラン作成していく。</p> <p>平成 28 年度の第三者評価受審後の評価や利用者アンケートからの課題を受け止め、介護支援専門員としての姿勢を見直し、ケアマネジメント業務に反映することで、利用者・家族が安心して在宅生活を継続できるよう努めていく。</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         |  |
| 新たな取り組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「介護予防・日常生活支援総合事業」については、要支援者及び事業対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的、且つ、効率的に提供されるよう地域包括支援センターとの連携のもと、効果的に運用していく。</li><li>・ 継続的取り組みとしてデイサービスセンターとの連携をより一層強化し、センターが一体となることをより意識して事業運営に取り</li></ul> |

|                   |                                    |      |      |     |
|-------------------|------------------------------------|------|------|-----|
|                   | 組む。                                |      |      |     |
| 目標管理件数            | 介<br>護                             | 140件 | 介護予防 | 20件 |
| 合算目標管理<br>理<br>件数 | 140件 + 10件 = 150件 (介護予防は1件1/2カウント) |      |      |     |

平成29年度

## 事業計画書

やすらぎ居宅介護支援事業所

### ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

### ＜基本方針＞

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

### ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保
- ③ 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践
- ④ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 福祉サービス第三者評価結果の検証・改善
- ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

#### 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

##### 1) 地域貢献への積極的展開

法人が主体となり在宅介護支援センターやすらぎを事務局とする地域貢献推進委員会に参画して、地域密着型ボランティア養成講座の開催及び模擬店等機材の貸し出し事業に協力し、地域住民に向け積極的に公益的事業を推進していく。

また、在宅介護支援センター主催の認知症予防教室、介護技術講習、介護者教室、転倒予防教室に参加して、居宅介護支援事業所として知識技術を地域に福祉還元していく。

- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点項目に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画(2年目)を積極的に推進する。

## 2 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを意向するケースは常に増加している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援していく。

また、新規依頼者の確保については、地域包括支援センターや在宅介護支援センターとの連携及び各サービス提供事業者等との緊密な連携を図り、在宅介護を強力に支援する態勢を整備するとともに、法人の機関紙等の活用と地域との交流、介護者教室等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割をPRし、新規依頼者の獲得に繋げていく。

## 3 自立支援及び介護予防に向けたケアマネジメントの実践

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、居宅介護計画、介護予防計画、介護予防ケアマネジメント及びインフォーマルサービスを含めたケアマネジメントを実践していく。

また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施し、状態の変化に応じて、「要介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービス利用への調整を行い、在宅生活が継続できるよう支援していく。

## 4 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

- 1) 高齢者が自立した生活を維持・向上していく為には、多くの課題があり、関わる人も多様である。高齢者ができる限り自立した生活を継続できるように、各居宅サービス提供事業者が集まる「サービス担当者会議」を活用して、本人や家族、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業者が課題や生活に対する目標を共有し、協働的に支援していく。

また、法人内のデイサービス事業所との連携では、やすらぎセンター一体化への取り組みとして、法人事業所としての意識を明確に持って事業運営に取り組み、センターの職員として「職員相互に尊重し合い、謙虚に受け止める言動」を実践し、ミーティング・委員会などに主体的に参加して情報の発信と受信をすることにより、センターの一体化を更に強化していく。

- 2) 介護者の高齢化及び要援護高齢者の重度化に伴う健康管理は、より必要性が高くなる。主治医等との連携を密にし、健康維持のための留意点を各事業所間で共有して、統一性のある健康管理を図っていく。
  - 3) 介護にかかる高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においては、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業所と連携の上で、早期対応・早期防止に努めていく。
- 5 人材養成の積極的展開
- 1) 基本理念の周知徹底  
法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。
  - 2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。
    - ① 中堅職員の研修  
所内研修・介護者教室等などの指導を担当するとともに、勉強会等を実施して、中堅職員としての自覚と素質を養う。
    - ② 所内・派遣研修  
居介の職員研修においては、ケアマネジメントにかかる基礎知識をはじめとして、介護保険制度や報酬改正にかかる研修等年間計画に基づき取り組んでいくとともに、デイサービスの職員研修にも参加して、得た介護知識をケアマネジメントに活かしていく。  
また、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、専門知識と資質の向上に取り組む。
    - ③ ケアプラン作成にかかる研修  
ケアプラン作成において、アセスメントシートから導かれる課題の捉え方やケアプラン内容を確認するとともに、随時事例検討会を開催し、ケアマネの資質の向上に取り組む。
  - 3) 人事考課制度の運用  
業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。
- 6 福祉サービス第三者評価結果の検証・改善  
本年度は、平成28年度の受審結果を踏まえて、課題に対する改善への取り組みを行い、介護支援専門員としての姿勢を見直し、ケアマネジメント業務に反映することで、利用者・家族が安心して在宅生活を継続できるよう努めていく。
- 7 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

介護予防及び日常生活支援を目的として、要支援者及び事業対象者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう地域包括支援センターとの連携のもと効果的に運用していく。

# 平成29年度 事業計画

| 在宅介護支援センターやすらぎ |  |
|----------------|--|
| 基本理念           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>      |
| 基本方針           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 利用者の人権を擁護する</li><li>② 保健・医療・福祉との連携の強化</li><li>③ 高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する。</li></ul>                        |
| 重点項目           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化</li><li>② 地域包括支援センターとの連携強化</li><li>③ 人材養成の積極的展開</li><li>④ 介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な運用</li></ul> |
| 総括             | 本年度は、公益的事業の推進として、法人主体の地域貢献推進委員会の事務局として、地域密着型ボランティア養成講座の企画開催及び  |



模擬店等の機材の貸し出し事業を効果的に運用し、機能を強化していく。

地域の各関係団体と連携して、転倒予防・認知症予防の介護者教室を開催し、介護予防の拠点としての機能を強化していく。

また、地域包括支援センターと連携し、生活機能低下の状態把握や生活目標を共有し、高齢者が主体性を持ち自立した生活を継続できるよう支援していく。

|         |   |
|---------|---|
|         |   |
| 新たな取り組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「介護予防・日常生活支援総合事業」については、市町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的、且つ、効率的な支援等を可能とすることをめざすものである。赤穂市においては、地域包括支援センターが中心となって、介護予防・日常生活支援総合事業を開始するため、連携を取りながら効果的に運用していく。</li><li>・ 継続的取り組みとして、やすらぎセンターと連携し、地域の中に相談窓口としてやすらぎが存在し、介護サービスについては専門的に居宅介護支援事業所やデイサービスがあることを PR し、地域ネットワークの構築化を図る。</li></ul> |

|     |   |
|-----|---|
|     |   |
| 備 考 | — |

平成29年度

## 事業計画書

在宅介護支援センターやすらぎ

### ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

### ＜基本方針＞

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する。

### ＜重点項目＞

- ① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化
- ② 地域包括支援センターとの連携強化
- ③ 人材養成の積極的展開
- ④ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的運用

#### 1 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化

在宅介護支援センターは地域の高齢者とその家族等の介護、生活支援、介護予防、日常生活における各種の相談及び調整活動を行なう在宅福祉の窓口という大きな役割を担っている。

よって、専門職として高齢者の人格を尊重し、守秘義務を守るとともに、地域包括支援センターと連携し、生活機能低下の早期発見・早期対応に努め、在宅で自立した生活が継続できるように支援していく。

- ① 地域で高齢者や家族が安心して生活を送れるように、民生・児童委員や福祉推進委員及び関係機関の連絡会や意見交換会に参加することで情報を共有し、地域支援の拠点となるように努めていく。
- ② 定期的な電話・訪問活動や相談協力委員との連携により、要援護高齢者及び家族の状

況や生活状況等実態を把握し、地域包括支援センターと協働して、介護予防につながるように継続的に支援していく。

- ③ 関係団体と連携し、転倒予防・認知症予防等講習の開催や広報紙での情報提供に努め、目的としてある「地域との関わり」を深めて、介護予防の拠点としての機能を強化していく。

## 2 地域包括支援センターとの連携強化

高齢者一人一人が自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり関わる人も多様である。地域包括支援センターとの訪問や連絡調整を密にし、状況把握や目標を共有し、高齢者が主体性を持ち自立した生活を継続できるように支援していく。

また、認知症を正しく理解してもらうことを目的に、地域包括支援センターと連携して、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域支援の拠点となるように努めていく。

また、高齢者虐待などが疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努めていく。

## 3 人材養成の積極的展開

### 1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。

### 2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

#### ① 中堅職員の研修

所内研修・介護者教室等などの指導を担当するとともに、勉強会等を実施して、中堅職員としての自覚と素質を養う。

#### ② 所内・派遣研修

所内研修においては基礎知識の反復研修や事例検討会を実施するとともに、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、知識と素質の向上に取り組む。

### 3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

## 4 「介護予防・日常生活支援総合事業」の効果的な運用

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的、且つ、効率的な支援等を可能とすることを目指すものである。赤穂市においては、地域包括支援センターが中心となって、介護予防・日常生活支援総合事業を開始するため、連携を取りながら効果的に運用していく。

# 平成29年度 事業計画

| 児童養護施設さくらこども学園（定員 42名） |  |
|------------------------|--|
| 基本理念                   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>                        |
| 基本方針                   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの権利を擁護し安全で安心な生活の場を提供する</li><li>② 養育の質を高め、発達と自立を支援する</li><li>③ 専門性を発揮できる人材の育成</li><li>④ 家庭や地域の子育てを支援する</li></ul>                         |
| 重点項目                   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進</li><li>② サービスの質の向上への取り組み</li><li>③ 安全で安心な生活環境の構築</li><li>④ 養育・自立支援機能の充実</li><li>⑤ 人材育成の積極的展開</li><li>⑥ 食育の推進</li></ul> |

|  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る</li> <li>⑧ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化</li> <li>⑨ 地域子育て支援の展開</li> <li>⑩ 家庭的養護推進計画の基盤作り</li> <li>⑪ 保健・衛生・健康管理心</li> <li>⑫ 心理的支援の充実</li> </ul>   |
| <p style="text-align: center;">総 括</p> | <p>本年度は、安定した事業運営を行い、同時に児童の個々の成長、発達、自立を目指した、より一貫性・連続性のある質の高いサービスの構築を行う。</p> <p>児童一人一人の支援をより充実させるためにも、各棟、ユニットを中心とした生活環境の改善を図り、安心・安全が保障された生活空間で児童が落ち着いて生活出来るよう、児童、職員ともに権利擁護の徹底を図る。</p> <p>職員育成については、職員一人一人が意欲とやりがいをもって勤務できるよう、職員間の連携強化に努め、職場環境の改善を図る。</p> <p>地域子育て支援については、赤穂市、学校との連携をより強化し、要支援家庭、要支援児童についての情報共有と迅速な対応ができる体制づくりを行う。</p> |

|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>また、子育てサロン、里親交流の一層の充実を図る。</p>   |
| <p>新たな取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別支援については、退所後の家庭復帰、又は社会自立を目指した目標設定を行い、退所後支援を含めたより具体的な中長期計画を作成し、自立支援計画に基づく短期目標の設定と進捗状況の確認を行う。</li> </ul> <p>また、こども家庭センター等関係機関との協議を随時行い、情報共有することで迅速な対応ができる体制を作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 赤穂市との連携を密にすることで、地域における要支援家庭、要支援児童の状況を把握し、ショートステイ、緊急一時保護等の依頼に対して適宜対応できる体制を作る。</li> </ul> <p>また、里親支援については、登録者数の増加を目指して里親啓発活動を行う他、里親サロン、季節里親、短期里子事業等の機会</p> |



|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>を利用し、里親さんとの交流、連携を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども家庭センターと連携した家庭支援、また、退所した児童のアフターケアを充実させることで児童の早期家庭復帰、退所児童の就学、就業定着を目指す。</li> </ul> |
| <p>目標平均稼働率</p>       | <p>90.0%</p>   |
| <p>目標ショートステイ利用日数</p> | <p>30日</p>   |

平成29年度

# 事業計画書

さくらこども学園

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの権利を擁護し安全で安心な生活の場を提供する
- ② 養育の質を高め、発達と自立を支援する
- ③ 専門性を発揮できる人材の育成
- ④ 家庭や地域の子育てを支援する

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② サービスの質の向上への取り組み
- ③ 安全で安心な生活環境の構築
- ④ 養育・自立支援機能の充実
- ⑤ 人材育成の積極的展開
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑧ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑨ 地域子育て支援の展開
- ⑩ 家庭的養護推進計画の基盤作り
- ⑪ 保健・衛生・健康管理
- ⑫ 心理的支援の充実

### 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

### 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画(2年目)を積極的に推進する。

## 2 サービスの質の向上への取り組み

1) 法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。

2) 児童養護施設の運営指針に則り、児童の生活支援、家族への支援、自立支援、権利擁護、安全対策などの強化を図る。

3) 職員によるサービス自己評価と人権擁護チェックリストを実施し、支援状況の確認と養育サービスを受ける子どもの立場から、良質かつ適正な養育サービスを提供しているかを検証する。

## 3 安全で安心な生活環境の構築

### 1) 子どもの権利擁護の取り組み

入所理由の多くが、被虐待児及び発達障害(多動、注意欠陥、知的等)であり、トラブルや問題行動に苦慮している。職員は、子どもたちの疎外感、自己喪失感、不信感からくる不安な言動や攻撃的な行動に寄り添い、日々適切な対応に努めると同時に以下の項目を取り組み、正しい権利意識を構築する。

① 「施設内虐待の防止」を中心とした『子どもの権利条約』、『児童虐待防止法』、『児童福祉法(施設内虐待防止)』の周知徹底。

② 人権擁護のチェックリストを用いて人権の尊重に基づく行動規範を身につけ、職員からの不適切な対応の防止に努める。

③ 子どもに『あなたの未来をひらくノート』を配布し、説明会を設け、子ども自身も心と身体・命の大切さを理解し、他者や自己を思いやる心を育む。

④ また、子どもの年代別に応じて人権学習を行い、自分の権利と他者の権利について学び、正しい権利意識を培える環境へと繋げていく。

⑤ 子どもや保護者等の思想や信仰の自由について学び、保障する。

### 2) 施設内虐待・暴力等への取り組み

「子ども間の暴力(性暴力を含む)」、「職員から子どもへの暴力(性暴力を含む)」、「子どもから職員への暴力(性暴力を含む)」の予防・再発防止のための仕組みを以下の項目により構築することで、暴力問題等については、必ず職員が対応し、解決する姿勢を見せることにより、子どもたちに「守られている」という実感を持たせる。

① 子どもたち全員に、担当職員・児童指導員、心理判定員等が定期的(月1回)にシートを活用し、聞き取りを行う。

② 聞き取りで、暴力問題、その他の重大な問題が発覚の場合には、暴力問題への緊急対応マニュアルに沿って対応する。

- ③ 棟会議・職員会議にて、「全職員への状況報告」、「支援方法・対応方法の統一」、「防止策の検討」を周知徹底する。また、必要に応じて子ども家庭センターと対応の連携を図る。
  - ④ 突発的な暴力問題については、暴力問題への緊急対応マニュアルに沿って対応する。
  - ⑤ 暴力問題を起こした子どもについては、担当職員・児童指導員、心理判定員等が中心となり、一定期間（毎日・一週間・一か月）の個々に応じた振り返りシートを活用し、再発の防止のコミュニケーションスキルを習得させる。
  - ⑥ 施設内虐待・暴力等への問題に対応したことを子どもに周知する。
  - ⑦ 被措置児童虐待防止ガイドラインや人権擁護チェックリストを活用し、体罰等の禁止に関する研修を行う。
- 3) 全員（子どもと職員）の基本ルール（グランドルール）の徹底と意見表明の推進
- ① 自治会（話そう会）の仕組みにより、子どもの意見や想いを正しい方法で表出できるようにし、適正な対応を定着させる。
  - ② 年度当初に子どもにアンケートをとり、全体集会にてグランドルールの決定を行う。  
また、毎月の聞き取りや会議等で子どもの状況の確認を行い、自治会（話そう会）にて子ども全体と共有をし、チェックと改善を行う。
  - ③ 聞き取りを基に、会議等にて状況報告をし、支援方法・対応方法の統一を図り、不適切なかかわり等の防止・早期発見に努める。
- 4) 権利擁護委員会において、1)、2)、3)の取り組みを権利擁護の観点から検証し、施設内に安心、安全な生活環境の定着を促進させ、全職員の支援・対応方法の統一を図る。

#### 4 養育・自立支援機能の充実

基本理念の権利擁護及び発達支援・自立支援に向けた養育の充実のために、衣・食・住を軸とする暮らしの場と職員との一日の流れの中で、「自分が大切にされている」と感じられる養育環境を構築することを目的として、以下の項目により養育環境と自立支援機能の充実により、養育と業務内容の一貫性と連続性を図る。

##### 1) 養育機能の充実

- ① 各ユニットにおいて、大人との信頼関係を育む養育環境を確立させる。
- ② 幼児棟を日中保育と子育てサロン事業に活用する。
- ③ 日中保育は、保育計画に基づき保育を展開する。  
保育内容は主に運動遊び、わらべ歌遊び、音楽遊び、絵画、制作などを取り入れる。  
また、就学前の年長児は、ワーク等を活用し、文字や数字、鉛筆の正しい持ち方などの就学までの習得を目指す。

## 2) 自立支援機能の充実

子どもに生活支援、学習支援、職業支援及び家庭環境の調整を行いつつ、養育の実践と研修・研究を並列的に進めていくことで、以下の項目により支援機能の充実に努める。

### ① 自立支援計画書の策定

子どもの気持ちと保護者の思い及び関係機関の意見を反映した支援計画書を策定し、毎月進捗状況の確認、検証を行いながら計画性をもった支援を行う。

### ② 個別ケアの充実

個別の自立支援計画を実現化するための専門的な支援が行えるよう、被虐待児個別対応職員、心理判定員及び家庭支援専門相談員が担当職員とともに、個々の発達に応じた支援を行う。

### ③ 地域・関係機関との連携

施設の養育能力を高めるために、地域社会と関係機関の理解と協力は欠くことのできない重要な力である。こども家庭センター、医療機関、学校等との連携を一層推進するとともに、地域の子ども会やスポーツ団体等へも積極的に参加し、また、各団体の係り、役職等にも就くことで、より主体的に地域活動に参加できる環境を作り、子どもたちへの個々の発達と自立に向けた支援の連携を増進する。

### ④ 学習の支援

- ・ 基礎学力が未定着である学力不振の子どもたちについて、中学進学前児童を中心とした学習習慣の定着と基礎学力の向上に向けた取組みを強化する。
- ・ 施設内において学年に応じた学習支援時間を設け宿題、提出課題を行うとともに、個々の学力に応じた課題学習を行う。
- ・ 中学生は学習塾を活用し、公立高校進学を目標に学力の向上を図る。  
また、基礎学力向上のため、塾や学習ボランティアとの連携を図り、体系的な学習支援体制を構築する。
- ・ 施設内に学習支援チームを作り、総合的、又は個別的な学習支援を計画的に実施する。

### ⑤ 家族支援の促進

- ・ 家庭支援のガイドラインを活用し、家族再統合や児童の自立に関する理解を深め、入所前から退所後まで一貫された支援が行えるよう、統一された支援を構築をする。
- ・ 事前面接や入所時に必要な情報を各関係機関と共有できるよう書類の整備を行い、各関係機関と協働した子どもと家族の関係調整、家族からの相談に応じる体制作りに努める。
- ・ 子どもと家族との関係作りのために、手紙などの定期的な通信、面会や外泊、学校行事等への参加などを積極的に促す。
- ・ 親子関係の再構築、家族再統合のためにガイドラインのシートを活用し、面会時

の面接内容を充実させ、目的を持った計画的な支援を実施する。

- ・ 家庭復帰については、ケース会議にて各関係機関と協議を行い、退所時期や退所後の生活を検討し、退所後の支援体制の構築に努める。
- ・ 退所後も定期的に連絡をとり、家庭訪問、職場訪問、学校訪問等を通じて情報把握に努めるなど、退所後の支援も積極的に行っていく。

#### ⑥ 小規模グループケアの充実

2階フロアにおいて、少人数の家庭的な雰囲気大切にしながら、特に細やかな支援を要する児童や、自立に向けて様々な経験が必要な児童への生活支援を行う。

#### ⑦ 基幹的職員の専門性の強化

基幹的職員を中心に養育と自立の取り組みのアセスメントを定期的に行い、適切なマネジメントを実施し、自立支援計画の目標達成に向けた機能強化の充実に努める。

### 5 人材育成の積極的展開

#### 1) 法人基本理念の周知徹底

在職職員及び新規採用職員に対し、計画的・継続的に基本理念の周知徹底を図ることで、事業運営が法人理念に基づき、事業が展開、実現することの必要性を認識させる。

#### 2) 施設内研修

職員間で学ぶ姿勢を育んでいける研修会を実施する。また、研修に臨む意義を伝え、職員がスキルアップし、現場で活かされる研修内容としていく。

各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、共通の課題に応じた勉強会を実施し、支援の統一とチーム力の向上を図る。また、研修、勉強会後にアンケート調査を行うことで職員への定着度を測り、確実に身につけることができるように取り組む。

- ① 施設内虐待防止に関する研修
- ② 児童への聞き取り、暴力対応マニュアルに関する研修
- ③ 食中毒、感染症等予防に関する研修
- ④ 食事におけるマナー研修
- ⑤ 児童の食事摂取基準等栄養学に関する研修
- ⑥ 児童への性教育に関する研修

#### 3) 施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上を図る。なお、定期的に研修報告会を行い、知識の共有や支援の向上に努める。また、研修や勉強会後にアンケート調査を行い、職員への定着度を測ることで研修内容が確実に自施設へのサービスに反映できるように取り組む。

#### 4) 人事考課制度の効果的運用

法人基本理念を柱に、職員一人一人の課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を支援する。

#### 5) 委員会活動

従事職員一人一人が事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことによって、業務の改善及び支援内容へ反映させ、施設の活性化を図るため委員会活動を設ける。

### 6 食育の推進

児童の育ってきた環境を理解し、より家庭的な食卓の雰囲気づくりに取り組み、発達能力に応じた食習慣を身につけ、豊かな心を育み、安定した食生活を体験する場を設ける。また、食中毒防止に留意し保健衛生の強化推進を図る。

#### 1) 家庭的な食育の推進

- ① 適切な時間で食事を提供することにより、適切な生活リズムを作る。
- ② 定期的な嗜好調査・日々の食事アンケートや残食調査を実施することで児童の嗜好を把握し、より児童の好みに適した食事を提供する。
- ③ 毎週日曜日に各ユニットで調理を行うことで、食生活のサイクル、食材の知識や衛生面への意識、調理技術の向上などを通して食に関する興味や関心を持ち、達成感を得る機会を設ける。
- ④ 正しい食習慣、行儀を身に付けるため職員・児童対象にしたマナーの学習を行う。
- ⑤ 食生活に関する自立を目的とし、予算管理・献立作り・食材の選別・購入・調理等を児童自身が出来、日常生活の中で身につけられるように支援する。

#### 2) 季節感を出した児童参加型の行事

郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、生活支援の一環として現場職員が主体となり、日本や地域の食文化を伝える。

| 行  |                       | 事   |                       |
|----|-----------------------|-----|-----------------------|
| 4月 | 花見                    | 10月 | 稲刈り、秋祭り<br>ハロウィン      |
| 5月 | 端午の節句 母の日<br>こいのぼりの集い | 11月 | 収穫祭 焼き芋               |
| 6月 | 田植え 父の日               | 12月 | 冬至、クリスマス<br>餅つき       |
| 7月 | 七夕 土用の丑の日             | 1月  | おせち料理、七草<br>備蓄食（震災の日） |
| 8月 | 野外活動、お盆行事             | 2月  | 節分                    |

|    |            |    |                              |
|----|------------|----|------------------------------|
| 9月 | 月見、彼岸（おはぎ） | 3月 | 卒園、卒園お祝いの会<br>ひな祭り、備蓄食（震災の日） |
|----|------------|----|------------------------------|

### 3) 野菜づくり

畑を利用し、自然と関わりながら野菜を作る過程を通して、自然に感謝しともに作る  
こと、食べることを体験し、食が大切であると感じることのできる心を育てる。

|       | 植えつけ | 収穫     |
|-------|------|--------|
| ミニトマト | 4～6月 | 5～9月   |
| さつまいも | 5月   | 10～11月 |
| きゅうり  | 5～6月 | 8～10月  |
| 玉葱    | 9月   | 5～6月   |
| だいこん  | 9月   | 11月    |
| じゃが芋  | 2～3月 | 6～7月   |

### 4) 安心・安全な食事の提供

児童の健康状態に配慮し、安心・安全な食事を提供するため、マニュアルを整備する。

- ① 食中毒予防を含む感染症予防マニュアルの改訂
- ② 衛生管理を目的とした業務手順表の見直し
- ③ ユニットでの衛生管理の手順表の作成
- ④ 児童の健康状態に適した食事の提供を目的としたマニュアルの見直し  
(食物アレルギー一覧、児童の健康状態把握に関する職員間連携等)

## 7 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者等からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて原因の究明と改善対策の検討を迅速に行うとともに、苦情解決部会が中心となって再発防止に努め、支援の改善と全職員への周知徹底を図る。

## 8 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

児童の生命の安全を守るために万全を期すとともに安全確保のための防火・防災対策の構築を図る。また、職員一人一人の防火意識の高揚と火災・災害（地震・津波）を想定した消防・避難救出訓練の強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する。

特に、初期消火、避難誘導の初期対応能力の強化を図り、夜間等の災害時にも適切な対応が行えるようにする。

なお、施設の防犯、児童の生活の安全を守るためハザードマップを活用する。

また、不審者対応及び防犯設備に関する訓練を行う。

|     |            |
|-----|------------|
| 実施月 | 年間訓練（研修）計画 |
|-----|------------|



|     |  |                |
|-----|--|----------------|
| 4月  | ・ 防火・防災マニュアル研修                             | ・ 消火器取扱い訓練     |
| 5月  | ・ 火災設備取扱い訓練<br>定)                          | ・ 消火・避難訓練（日勤帯想 |
| 6月  | 不審者対応<br>・ 防犯設備取扱い訓練<br>・ 避難誘導訓練           | ・ 警察への非常通報訓練   |
| 7月  | ・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）                           |                |
| 8月  | 防火訓練<br>・ 消防署見学（消火訓練、避難訓練、AED 体験など）        |                |
| 9月  | ・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）                           |                |
| 10月 | ・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）                           |                |
| 11月 | ・ 火災設備取扱い訓練                                | ・ 消火・避難訓練      |
| 12月 | ・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）                           |                |
| 1月  | 地震対応<br>・ 非常招集訓練                           | ・ 避難誘導訓練       |
| 2月  | ・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）                           |                |
| 3月  | 防災訓練、消火訓練<br>・ 地震・津波を想定した避難誘導訓練を消防署と連携して行う |                |

## 9 地域子育て支援の展開

### 1) 子育てサロン

居住する地域を拠点に、地域住民が子育てを楽しみ仲間作りの場を提供する。また、児童養護施設の専門性を活かし、家庭機能の充実に向けた支援と啓発を行う。

《年間計画》

| 実施月 | 内 容 (予 定)             |
|-----|-----------------------|
| 5月  | こいのぼり製作、手作りおもちゃ教室     |
| 6月  | 泥んこあそび、水遊び、子育て講演会、お散歩 |
| 7月  | 七夕まつり、プール遊び           |
| 9月  | 手作りおもちゃ教室、お散歩         |
| 10月 | 体操あそび、お散歩、海浜公園であそぼう   |
| 11月 | 人形劇、陶芸教室、手作りおもちゃ教室    |
| 12月 | クリスマス会                |
| 1月  | 子育て講演会、お正月あそび         |

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 2月   | 手作りおもちゃ教室、寄せ植え教室        |
| 3月   | 人形劇、パン教室、たこ焼きパーティ（お別れ会） |
| その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域ニーズの把握</li> <li>・ ショートステイのPR</li> <li>・ 里親啓発</li> </ul> ※ 随時、発達相談、子育て相談、ベビーマッサージを実施 |                         |

## 2) 里親開拓

赤穂市における里親登録者数の増加を目指し、関係機関と連携して啓発活動を行う。

- ① 啓発パンフレットの配布
- ② 養育里親研修の受け入れ
- ③ 関係機関主催の里親研修会へ参加
- ④ 赤穂市と連携しての里親出前講座の開催
- ⑤ さくらこども学園における里親サロンの年2回開催
- ⑥ 正月短期里子事業への積極的参加

## 3) ショートステイ事業

赤穂市、相生市、たつの市、太子町、加古川市及び幼稚園、保育園、学校と連携を図り、地域ニーズを把握するとともに、必要に応じて緊急時における児童の一時預かりを行う。

## 1 0 家庭的養護推進計画の基盤作り

児童養護施設運営指針において、「家庭的養護と個別化」は社会的養護の原理の第1番目に掲げられている。それに伴い兵庫県においても、家庭的養護推進計画が進められており、専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化など、児童養護施設にはより高い専門性と多機能化が求められている。

今後、児童養護施設の小規模化、多機能化を図っていくにあたり、職員体制の強化、地域との共生、啓発など家庭的養護推進計画に取り組むための基盤作りを行う。

- 1) さくらこども学園における家庭的擁護推進計画の検討・作成
- 2) 家庭的養護、施設の小規模化等に関する研修の実施

## 1 1 保健・衛生・健康管理

日々の生活の中で、健康に関する異常の早期発見と治療が行えるよう、全職員が病気や感染症に対する知識と、状態観察が出来るよう研修を行い、児童及び全職員が健康の保持に努める。

また、夜間の緊急対応として、管理職が電話連絡により状態を把握した上で、緊急性

の判断や、受診の対応を図る。

子育てサロンにおいては、健康相談や幼児の罹りやすい疾患についての知識を伝え、病院受診の症状などについての談話を行う。

#### 1) 入所児童の衛生・健康管理

① 日常における健康状態の把握。(定期身体測定・健康診断、未就園児の検温、排便管理等)

② 医療的支援を必要とする児童に対して、発育、発達状態を把握し、医療と連携して適切な支援を行う。

③ 感染症を予防するため児童に手洗い、うがい等を徹底するとともに、感染症マニュアルを活用し、予防接種等の対策と発生後の事後対応の徹底に努める。

また、同様にシラミについてもマニュアルをもとに予防と対策に努める

④ 医療受診に関する連絡系統図を活用し、急性・慢性疾患等に対する適切な対応を行うとともに、受診後の服薬管理等も徹底する。

#### 2) 生活環境の整備

① 衣類、入浴、排泄、清掃等、清潔で整頓された生活環境を維持する。

② 季節や場所に適した服装を身につける。

③ 生活設備の充実等、快適で過ごしやすい生活空間を構築する。

④ 歯磨き、爪切り、理美容等、児童の身だしなみを整える

⑤ 安全で明るい屋外環境の整備。

⑥ 遊具の安全確認、危険行為の防止等、事故、ケガ予防に努める

#### 3) 入所児童への性教育の実施

① 年齢、性別、能力等に応じた性教育(個別学習)の実施。

② 性教育マニュアルの活用。

③ 中高生を対象としたテーマ別性教育(グループ学習)の実施。

#### 4) 職員研修の実施

① 感染症予防・対応

② 性教育

③ 安全管理等

### 1.2 心理的支援の充実

子どもの被虐待体験や発達障害、発達の偏りなどから生じる課題に対し、心理的視点を持ったアセスメントを行い、心理療法や各関係機関との連携を通じた支援を行う。

#### 1) 心理療法の実施

虐待によって心に傷を抱えた子どもや、発達に偏りのある子どもに対して、心理療法を行う。その中で表現される子どもの内面に寄り添いながら、主体性の回復、適切な対人関係の取り方を獲得するための支援を行う。

① 対象児童の確認

子どもの養育環境の情報や生活場面での観察を通して、心理療法の対象となる児童について検討・確認する。

② 計画の立案と実施

対象児童についてアセスメントを行い、方法（プレイセラピー・カウンセリング）、頻度（週1回・隔週1回）、時間、目的、内容について計画・実施する。

③ 評価

外部の専門家により定期的なスーパーバイズを受け、心理療法の内容・効果を評価し、実施計画の見直しを行う。また、必要に応じてこども家庭センターや医療機関とも共有する。

2) 関係機関との連携

子どもへの適切な支援の実施のため、施設、こども家庭センター、学校、医療機関での連携を行う。

① 子どもの課題整理

生活場面での観察や児童担当職員からの聞き取りを通して子どもの課題や問題行動について心理的視点を持ったアセスメントを行う。

② アセスメント内容を関係機関と共有

必要に応じて学校・こども家庭センターとアセスメント内容を共有し、必要に応じて関係機関へつなぐ。

③ 専門的ケアの実施と評価

こども家庭センター、医療機関からの助言をもとに適切な支援を実施し評価を行う。

また、実施内容と評価を関係機関で共有し、より良い支援へつなげていく。

1.3 行事予定

児童が楽しく行事やスポーツ活動、交流活動に主体的に参加し、達成感を味わい、協調性を身に着けるなどの経験を重ね、職員との信頼関係を構築することにより、児童の心身の発達を図るため、以下の施設行事・児童養護施設連絡協議会行事・地域交流行事を行う。

また、小規模単位での行事を計画的に実施し、ユニットの活性化を図る。

| 実施月 | 施設行事         | 児童養護施設連絡協議会<br>行事 | 地域交流行事 |
|-----|--------------|-------------------|--------|
| 4月  | 入学お祝い会<br>花見 |                   |        |

|     |                                |                |                    |
|-----|--------------------------------|----------------|--------------------|
| 5月  | GW 行事                          | こいのぼりの集い       |                    |
| 6月  | 田植え                            | 卓球大会<br>サッカー大会 |                    |
| 7月  | 七夕まつり                          |                | さくらこども学園連<br>絡協議会  |
| 8月  | 桜谷福祉会盆踊り<br>野外活動               |                | 新田たくみさん<br>新田西部盆踊り |
| 9月  | 稲刈り<br>桜谷福祉会敬老会                |                |                    |
| 10月 |                                |                | 日吉神社秋祭り            |
| 11月 | 関西福祉大学学園祭<br>オレンジリボンキャンペー<br>ン | みんなの文化祭        | さくらこども学園連<br>絡協議会  |
| 12月 | 桜谷福祉会クリスマス会<br>園内クリスマス会        |                | 赤穂義士祭<br>こどもの館交流会  |
| 1月  | 初詣（年始行事）                       |                | 新田西部とんど焼き          |
| 2月  | 節分（豆まき）                        | ドッジボール大会       |                    |
| 3月  | ひなまつり<br>卒業・卒園お祝い会             |                | さくらこども学園連<br>絡協議会  |

# 平成29年度 事業計画

| くるみ保育園（定員 40名） |  |
|----------------|--|
| 基本理念           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>  |
| 基本方針           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li><li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li><li>③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する</li><li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li><li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li></ul> |
| 重点項目           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進</li><li>② 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底</li><li>③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実</li><li>④ 地域の子育て支援活動の充実</li><li>⑤ 人材養成の積極的展開</li></ul>   |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>⑥ 福祉サービス第三者評価の受審</p>   |
| <p>総括</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊かな情緒を育むために、街中でも季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れていく中で、地域の方に目を向けていただき、交流が増えてきた。</li> </ul> <p>本年度も、引き続き、ねらいに応じた戸外活動を取り入れ、元気な体づくり・地域の方との交流の場とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尼崎さくら保育園と合同で開催し始めた「長寿会交流」、「カンファレンス」等の内容を深め、地域に福祉還元していく。また、保育園の交流を通して子どもを育て、また、地域の子育て支援にも尽力する。</li> <li>・ 職員育成の過程であるため、子どもの発達理解を深め、充実した保育運営が行えるよう、職員には引き続き、「何のために行うのか」という目的を明確にし、保育の楽しさを実感できるよう関わっていく。</li> <li>・ 各種の専門知識を深められるよう、法人内合同会議やキャリアパスに応じた研修に積極的に参加する。</li> </ul> |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>新たな取り組み</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域で生活する子育て世代の支援を行うため、地域の子育て世代のニーズを知り、「すくすく子育てひろば」（ベビーマッサージ・青空保育等）の充実を図る。</li> <li>・ 尼崎さくら保育園との交流を通し、異年齢交流や遊びの展開を学び、子どもの成長に導く。</li> <li>・ 法人保育園内の職員研修を「学び合い研修」として行い、講師を法人内職員が担い、知識・技術の習得・向上とともに、職員間のコミュニケーションも深め、研修を通して、仕事にやりがいを持って、楽しく勤務できる組織にしていく。</li> </ul> |
| <p>目標稼働率</p>       | <p>120.0%</p>   |
| <p>目標一時預かり利用者数</p> | <p>300名</p>   |



平成29年度

# 事業計画書

くるみ保育園

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜保育理念＞

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## ＜保育目標＞

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 子ども一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
- ③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ④ 地域の子育て支援活動の充実
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 福祉サービス第三者評価の受審

## 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（2年目）を積極的に推進する。

## 2 子ども一人一人の育ちを尊重した保育の徹底

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。このことを踏まえ、乳児期の子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

また、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 子どもへの対応 | ① | 乳児期は周囲への依存を基盤にしつつ、自立に向かうものであることを考慮し、子どもの「自分でやりたい」、「認めてもらいたい」、「愛されたい」という気持ちを受け止め、見守られているという安心感と信頼感のもと、様々な活動に取り組めるようにする。 |
|         | ② | 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を十分に積み重ねてたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。                                  |
|         | ③ | 子どもが自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、子ども一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方等の発達の特性を理解し、その特性やその子どもが抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。  |
|         | ④ | 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る（＝子どもを信頼する）」及び「待つ（＝忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。  |
| 保護者への   | ① | 保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合う。  |
|         | ② | 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。   |
|         | ③ | 子どもの様子や日々の保育の意図等の説明を行い、保護者も保育の活動に積極的に参加することで子育てへの有能感を感じていけるようにする。  |

|          |   |  |      |     |                 |     |                     |
|----------|---|--|------|-----|-----------------|-----|---------------------|
| 対応       | ④ | 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町や関係機関と連携して適切な対応を図る。   |      |     |                 |     |                     |
| 安全で安心できる | ① | 子どもの心身の状態に応じた保育を行うために、子どもの健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。                                  |      |     |                 |     |                     |
|          | ② | 保育所保育指針に基づく保健計画を作成するときは、全ての職員がその狙いや内容を明確にしながら、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めていく。                                     |      |     |                 |     |                     |
|          | ③ | 保育所保育指針に基づく健康診断を行ったときは、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。   |      |     |                 |     |                     |
|          | ④ | 保育所保育指針に基づき、施設の適切な維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具の衛生管理に努める。  |      |     |                 |     |                     |
| 保育環境の整備  | ⑤ | 保育所保育指針に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等、不測の事態に備え必要な対応として、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。 |      |     |                 |     |                     |
|          |   | 4月   | 集合   | 8月  | 火災              | 12月 | 火災<br>(尼崎さくら保育園に避難) |
|          |   | 5月   | 火災   | 9月  | 不審者対応           | 1月  | 地域連携                |
|          |   | 6月   | 火災   | 10月 | 火災<br>(少人数対応訓練) | 2月  | 火災                  |
|          |   | 7月   | 防災教室 | 11月 | 地震・津波           | 3月  | 火災                  |

### 3 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

乳児保育園では、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、0歳から3歳までの子どもの発達、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切に、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って計画し、活動を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育てていく。

|      |   |  |
|------|---|--|
| 適切な保 | ① | 0か月～35か月までの子どもが保育園で過ごす期間の発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。 |
|------|---|--|

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
|                   | ② | 乳児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等を培うようにする。  |
| 育の計画              | ③ | 保育の計画は、保育課程から年間指導計画⇒月案⇒週案へつなげていき、それぞれの計画の目的を明確にする。   |
|                   | ④ | 保育の実践は、0歳児から2歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。                   |
| 教育的観点を持った保育       | ① | 保育者は子どもの成長を信じ、子どもが日々の生活や活動を明るく伸び伸びと取り組むことができるようにかかわる。  |
|                   | ② | 基本的な生活習慣の形成は、周囲の行動の模倣、自分でやろうとする気持ちから始まり、生活に必要な行動を子どもが獲得するために、やり遂げたという満足感から得る自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律心を育てていく。       |
|                   | ③ | 自分の気持ちや経験を自分なりのことばで表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるように心がけ、また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにする。                          |
|                   | ④ | 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより体の諸機能の発達が促される。乳児期から多種多様な運動や動作を経験することの重要性から、発達に応じたうんどう遊びを計画的に行う。                         |
|                   | ⑤ | 自然の大きさや、美しさ、不思議さに直接触れる体験を通し、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎を培っていくように工夫する。   |
|                   | ⑥ | 季節や様々な人との交流等を通して社会性を身につけるために園外保育を行う。また、外部講師から学ぶ時間も設け、優れたもの、心を動かす出来事等に出会い、その発見や感動を様々な表現する感性を育てていく。                    |
| 人のかかわりを通して自立心を育てる | ① | 生活や遊びの様々な場面において、様々な人とかかわる中で、他者の存在を知り自分を知る。また、子ども達だけの関わり場面を意図的に用意し、友だちと積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合い、人に対する信頼感や思いやりが育つようにする。 |
|                   | ② | 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。現代の子ども達は、少子高齢社会で大人の中で育っており、子ども同士の関わりが不足している。保育園の生活の中でそのかかわりを意図的に用意し、楽しさや葛藤を経験し互いに理解し合うことを学ぶ。      |
|                   | ③ | 地域の一員であるという自覚を育てるために地域に出かける機会を作  |

|        |   |  |
|--------|---|--|
|        |   | り、子どもが生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。   |
|        | ④ | 子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていく。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出す意欲につながるように考慮する。      |
| 食育     | ① | 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長することを期待する。                            |
|        | ② | 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝する気持ちが育つかかわりを深め、食に関する環境を整える。                             |
|        | ③ | 体調不良・食物アレルギー・障がすのある子ども等、一人一人の心身の状態に応じた配慮をする。   |
|        | ④ | 実践に当たっては、乳児期にふさわしい食生活を展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育課程並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。  |
| 健康教室   | ① | 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行う。               |
|        | ② | 食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等について、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。                                       |
| 障がい児保育 | ① | 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえない存在として尊重され、共に生き、お互いに学び合うという考えのもとに行う。集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。 |
|        | ② | 個々の子どもの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。   |
|        | ③ | 専門機関と連携を図り、よりよい発達の支援を行う。   |

#### 4 地域の子育て支援活動の充実

##### 1) 適正な保育園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

###### ① 「ネウボラ・くるみ」の活動の充実

- ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場とする。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)

###### ② 「育児に関する情報の発信」を行う

- ・ 子育てサポート委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開

催する。

・ “子ども・子育て支援制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 子育て支援事業（児童福祉法第48条の4）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、保育のニーズに対応していく。
- ② 尼崎市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等に参加する。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

A：法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し、必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修のテーマは、「乳児保育の研究」とし、乳児保育園の役割について学ぶ。

ぶ。

B：施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

② 施設長の責務の遂行

- ・ 行政が行う会議に定期的に参加し、得た保育に関する情報・知識を職員に伝える。
- ・ 法人保育園の園長会を定期的開催し、各園の現状の共有と課題に対する適切な対応と充実した保育の活動等について確認する。

③ 法人保育園内で「保育における専門職の役割と連携」について学ぶ。方法は「学び合い研修」を取り入れ、専門職としての知識・技能を向上させ、職員交流を図ることで連携を深めていく。

| 月  | 研修内容       | 講師    | 研修内容       | 講師   |
|----|------------|-------|------------|------|
| 4月 | 研修準備       |       |            |      |
| 5月 | 一般教養 A-1-① | 園長・主任 | 一般教養 A-2-① | 園長   |
| 6月 | 保育技術 C-1-① | 保育士   | 保育理論 B-1-① | 厨房職員 |

|     |            |       |            |      |
|-----|------------|-------|------------|------|
| 7月  | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 8月  | 保育技術 C-3-① | 保育士   | 保育技術 C-4-① | 保育士  |
| 9月  | 保育技術 C-5-① | 保育士   | 保育技術 C-6-① | 保育士  |
| 10月 | 一般教養 A-1-② | 園長・主任 | 一般教養 A-2-② | 園長   |
| 11月 | 保育技術 C-1-② | 保育士   | 保育理論 B-1-② | 厨房職員 |
| 12月 | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 1月  | 保育技術 C-3-② | 保育士   | 保育技術 C-4-② | 保育士  |
| 2月  | 保育技術 C-5-② | 保育士   | 保育技術 C-6-② | 保育士  |
| 3月  | 研修評価       |       |            |      |

#### 4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」の活動を深めていく。
- ② 当法人が運営する6園の充実した保育の提供の為に、現状把握・課題の検証をとる必要があることから、園長会の定期的な開催および保育園運営委員会・サービズ評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

#### 6 福祉サービス第三者評価の受審

保育サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

##### 1) 保護者の満足度を量るためのアンケート調査の実施

毎年実施している施設独自の保護者を対象に実施している保護者満足度調査に代わり、第三者評価機関による保育サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、保育サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、施設独自の保護者満足度調査を実施することで、継続して保護者の意向を聞き取り、サービスに反映させていく。

##### 2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの質の

向上に向けた具体的な目標を設定し、取り組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

### 3) 評価結果の公表

保護者が他事業所とのサービス内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、保護者から選ばれる施設を目指す。



# 平成29年度 事業計画

| 幼保連携型認定こども園 石屋川くるみ保育園 (定員 70名) |   |
|--------------------------------|---|
| 基本理念                           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>   |
| 基本方針                           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li><li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li><li>③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する</li><li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li><li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li></ul> |
| 重点項目                           | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画(2年目)の推進</li><li>② 子どもの一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底</li><li>③ 子ども主体の教育・保育の充実</li></ul>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>④ 地域の子育て支援活動の充実</p> <p>⑤ 人材養成の積極的展開</p> <p>⑥ 福祉サービス第三者評価の受審</p>   |
| <p>総 括</p> | <p>「幼保連携型認定子ども園」として3年目を迎える。「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」を基に教育・保育に取り組み、特に“就学前教育”という言葉が記載されていることを重く受け止め、これまで実践してきた教育・保育の中の教育的部分をより一層強化し、発信していく。そのために保護者への連絡ノートには、遊びや生活のねらいの中にある教育的な部分を的確に伝えていけるよう、今まで以上に心がけていく。</p> <p>今年度は、福祉サービス第三者評価を受審するに当たり、職員全員で再度、「基本理念」、「基本方針」を見つめ直し、職員全員が教育・保育理念に基づいた教育・保育を丁寧に行う。自分に与えられた委員会活動他さまざまな教育・保育サービスの質の向上に必要な取り組みに職員一人一人が自分の役割を果たしていけるよう、職員間の報告・連絡・相談を徹底していく。</p> |

|         |   |
|---------|---|
|         |   |
| 新たな取り組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育園での催し物のお知らせを地域のスーパーや自治会などに声を掛けて掲示させていただき、子育て支援施設として地域に根付き、教育・保育の専門知識や技術を地域に還元していく。</li><li>・ 4年前から取り組んでいる「腕力・脚力強化」を「教育・保育中の発達に応じた運動遊び」として取り組む。子どもの心身の発達を促す活動であるため、法人保育園共通の研究テーマとしている。体幹の発達の未熟さが気になる子どもが増えてきているので、運動遊びの時間のほかにもリトミック等も多く取り入れて、体力づくりに取り組む。</li></ul> |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人保育園内の職員研修を「学び合い研修」として行い、講師を法人内職員が担い、知識・技術の習得・向上とともに、職員間のコミュニケーションも深め、研修を通して、仕事にやりがいを持って、楽しく勤務できる組織にしていく。</li> </ul> |
| 目標稼働率               | 120.0%   |
| 目標一時預<br>かり<br>利用者数 | 500名   |

平成29年度

# 事業計画書

石屋川くるみ保育園

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜教育・保育理念＞

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## ＜教育・保育目標＞

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかわりを学ぶ）

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 子ども一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底
- ③ 子ども主体の教育・保育の充実
- ④ 地域の子育て支援活動の充実
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 福祉サービス第三者評価の受審

## 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（2年目）を積極的に推進する。

## 2 子ども一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底

幼保連携型認定こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して教育・保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた教育・保育を実践していく。

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、幼保連携型認定こども園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 子どもへの対応 | ① | 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ、自立に向かうものであることを考慮し、子どもの「自分でやりたい」、「認めてもらいたい」、「愛されたい」という気持ちを受け止め、見守られているという安心感と信頼感のもと、様々な活動に取り組めるようにする。 |
|         | ② | 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を十分に積み重ねてたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。                                   |
|         | ③ | 子どもが自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、子ども一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方等の発達の特性を理解し、その特性やその子どもが抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。   |
|         | ④ | 以上の関わりを行う時には、保育教諭等は「見守る（＝子どもを信頼する）」及び「待つ（＝忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。  |
| 保護者への対応 | ① | 保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合う。   |
|         | ② | 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。  |
|         | ③ | 子どもの様子や日々の教育・保育の意図等の説明を行い、保護者も教育・保育の活動に積極的に参加することで子育てへの有能感を感じていけるようにする。   |
|         | ④ | 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町や関係機関と連携して適切な対応を図る。  |

|                    |      |  |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|--------------------|------|--|------------------|------|----------------------|-----|------|----------------------|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|-----|------|------------------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 安全で安心できる教育・保育環境の整備 | ①    | 子どもの心身の状態に応じた教育・保育を行うために、子どもの健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。   |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ②    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 5 条の規定に基づく学校保健計画を作成するときは、全ての職員がその狙いや内容を明確にしなが、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めていく。   |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ③    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 13 条第 1 項の規定に基づく健康診断を行ったときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 14 条の規定に基づく措置を行い、教育・保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。  |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ④    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 6 条の学校環境衛生基準に基づき、幼保連携型認定こども園の適切な維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具の衛生管理に努める。  |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ⑤    | <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 29 条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等、不測の事態に備え必要な対応として、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>4 月</td> <td>集 合</td> <td>8 月</td> <td>火 災</td> <td>12 月</td> <td>地 震<br/>(神戸市一斉シャウト訓練)</td> </tr> <tr> <td>5 月</td> <td>火 災</td> <td>9 月</td> <td>不審者対応</td> <td>1 月</td> <td>地域連携</td> </tr> <tr> <td>6 月</td> <td>火 災</td> <td>10 月</td> <td>火 災<br/>(少人数対応訓練)</td> <td>2 月</td> <td>火 災</td> </tr> <tr> <td>7 月</td> <td>防災教室</td> <td>11 月</td> <td>地 震</td> <td>3 月</td> <td>火 災</td> </tr> </table> | 4 月              | 集 合  | 8 月                  | 火 災 | 12 月 | 地 震<br>(神戸市一斉シャウト訓練) | 5 月 | 火 災 | 9 月 | 不審者対応 | 1 月 | 地域連携 | 6 月 | 火 災 | 10 月 | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2 月 | 火 災 | 7 月 | 防災教室 | 11 月 | 地 震 | 3 月 |
| 4 月                | 集 合  | 8 月  | 火 災              | 12 月 | 地 震<br>(神戸市一斉シャウト訓練) |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 5 月                | 火 災  | 9 月  | 不審者対応            | 1 月  | 地域連携                 |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 6 月                | 火 災  | 10 月   | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2 月  | 火 災                  |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 7 月                | 防災教室 | 11 月   | 地 震              | 3 月  | 火 災                  |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |

### 3 子ども主体の教育・保育の充実

幼保連携型認定こども園では、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、0歳から就学前までの子どもの発達、また、地域の特性や時代背景に応じた教育・保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切に、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って計画し、活動を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育てていく。

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 適切な教育・保育の計画     | ① | 0 か月～83 か月までの子どもが幼保連携型認定こども園で過ごす期間の発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した教育・保育の内容に関する全体的な計画を作成する。                              |
|                 | ② | 幼保連携型認定こども園においては、その教育・保育が、小学校以降の生活や学習の意欲につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等を培うようにする。                          |
|                 | ③ | 教育・保育の計画は、教育・保育の内容に関する全体的な計画から年間指導計画⇒月案⇒週案へつなげていき、それぞれの計画の目的を明確にする。   |
|                 | ④ | 教育・保育の実践は、0 歳児から6 歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。                 |
| 教育・保育の実践        | ① | 保育者は子どもの成長を信じ、子どもが日々の生活や活動を明るく伸び伸びと取り組むことができるようにかかわる。   |
|                 | ② | 基本的な生活習慣の形成は、周囲の行動の模倣、自分でやろうとする気持ちから始まり、生活に必要な行動を子どもが獲得するために、やり遂げたという満足感から得る自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律心を育てていく。          |
|                 | ③ | 身体の調和的な発達を促すために、様々な遊びの中で十分に体を動かし、体力と運動基礎能力を身につけていく。子どもの興味の広がりによって展開する活動を通して、十分に全身を動かし、活動意欲を満たすことができる体験を積み重ねる。           |
|                 | ④ | 自然の大きさや、美しさ、不思議さに直接触れる体験を通し、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎を培っていくように工夫する。  |
|                 | ⑤ | 季節や様々な人との交流等を通して社会性を身につけるために園外活動を行う。また、外部講師から学ぶ時間も設け、優れたもの、心を動かす出来事等に出会い、その発見や感動を様々な表現する感性を育てていく。                       |
|                 | ⑥ | 自己肯定感を獲得することで、幼保連携型認定こども園という家庭的な集団から小学校、または他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。                                 |
| 人としての自立心かかわり育てる | ① | 生活や遊びの様々な場面において様々な人とかかわる中で、他者の存在を知り自分を知る。また、子ども達だけの関わり場面を意図的に用意し、友だちと積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合い、人に対する信頼感や思いやりが育つようにする。     |
|                 | ② | 年齢別活動と並行して異年齢活動を行う。現代の子ども達は、少子高齢社会で大人の中で育っており、子ども同士の関わりが不足している。幼保連携型認定こども園の生活の中でそのかかわりを意図的に用意し、楽しさや葛藤を経験し互いに理解し合うことを学ぶ。 |
|                 | ③ | 地域の一員であるという自覚を育てるために地域に出かける機会を作り、子どもが生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。   |



|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
|                            | ④ | 子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていく。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出す意欲につながるように考慮する。                    |
| 食<br>育                     | ① | 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長することを期待する。  |
|                            | ② | 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝する気持ちが育つかかわりを深め、食に関する環境を整える。   |
|                            | ③ | 体調不良・食物アレルギー・障がいのある子ども等、一人一人の心身の状態に応じた配慮をする。   |
|                            | ④ | 実践に当たっては、乳幼児期にふさわしい食生活を展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育・保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。 |
| 保<br>健<br>教<br>室           | ① | 子ども一人一人が持つ生活リズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と開放感、動と静等の調和を図れるようにし、子どもが自分の体に関心を持ち、大切にしようという気持ちを育てていく。                       |
|                            | ② | 体調不良に気づき、また、訴えることができ、体調に応じた生活の仕方・安静の大切さがわかるようになる。病気予防について理解できるようになる。   |
|                            | ③ | 健康について子どもが自ら気づき、考えることができるように、健康について学ぶ「けんこう活動」を年齢に応じた内容で計画的に行う。   |
| 障<br>が<br>い<br>児<br>保<br>育 | ① | 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学び合うという考えのもとに行う。集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。              |
|                            | ② | 個々の子どもの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。   |
|                            | ③ | 専門機関と連携を図り、よりよい発達の支援を行う。   |

#### 4 地域の子育て支援活動の充実

##### 1) 適正な幼保連携型認定こども園運営のもとに、自らが地域の社会資源になる

###### ① 「ネウボラ 石屋川くるみ」の活動の充実

- ・ 幼保連携型認定こども園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
  - ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場とする。
  - ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)
- ###### ② 「育児に関する情報の発信」を行う
- ・ 子育てサポート委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開

催する。

・ “子ども・子育て支援制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第12項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、教育・保育のニーズに対応していく。
- ② 神戸市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等に参加する。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

A：法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修のテーマは、「生活の中から体幹を鍛える」とし、学んでいく。また、子ども達の「脚力・腕力強化」を目的に4年にわたり取り組んだこれまでの活動の検証結果をまとめ、法人内で報告会を行う。

B：施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

② 施設長の責務の遂行

- ・ 行政が開催する会議に定期的に参加し、得た教育・保育に関する情報・知識を職員に伝える。
- ・ 法人保育園の園長会を定期的に参加し、各園の現状の共有と課題に対する適切な対応と充実した教育・保育の活動等について確認する。

③ 法人保育園内で「教育・保育における専門職の役割と連携」について学ぶ。方法は「学び合い研修」を取り入れ、専門職としての知識・技能を向上させ、職員交流を図ることで連携を深めていく。

| 月 | 研修内容 | 講師 | 研修内容 | 講師 |
|---|------|----|------|----|
|---|------|----|------|----|

|     |            |        |            |      |  |
|-----|------------|--------|------------|------|--|
| 4月  | 研修準備       |        |            |      |  |
| 5月  | 一般教養 A-1-① | 園長・主任  | 一般教養 A-2-① | 園長   |  |
| 6月  | 保育技術 C-1-① | 保育教諭   | 保育理論 B-1-① | 厨房職員 |  |
| 7月  | 保育技術 C-2-② | 男性保育教諭 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |  |
| 8月  | 保育技術 C-3-① | 保育教諭   | 保育技術 C-4-① | 保育教諭 |  |
| 9月  | 保育技術 C-5-① | 保育教諭   | 保育技術 C-6-① | 保育教諭 |  |
| 10月 | 一般教養 A-1-② | 園長・主任  | 一般教養 A-2-② | 園長   |  |
| 11月 | 保育技術 C-1-② | 保育教諭   | 保育理論 B-1-② | 厨房職員 |  |
| 12月 | 保育技術 C-2-② | 男性保育教諭 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |  |
| 1月  | 保育技術 C-3-② | 保育教諭   | 保育技術 C-4-② | 保育教諭 |  |
| 2月  | 保育技術 C-5-② | 保育教諭   | 保育技術 C-6-② | 保育教諭 |  |
| 3月  | 研修評価       |        |            |      |  |

#### 4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。委員会活動をより直接的に教育・保育に反映させていくために、環境研究委員会、保健研究委員会、絵本研究委員会、子育てサポート委員会の活動を深めていく。
- ② 当法人が運営する6園の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をとともに行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会、サービス評価委員会、教育・保育の内容に関する全体的な計画検討委員会は、6園の合同会議として定期的を開催する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

#### 6 福祉サービス第三者評価の受審

教育・保育サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

##### 1) 保護者の満足度を量るためのアンケート調査の実施

毎年実施している施設独自の保護者を対象に実施している保護者満足度調査に代わり、第三者評価機関による教育・保育サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、教育・保育サービスに反映させることでサービスの質を向

上させる。

次年度は、施設独自の保護者満足度調査を実施することで、継続して保護者の意向を聞き取り、サービスに反映させていく。

## 2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの質の向上に向けた具体的な目標を設定し、取り組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

## 3) 評価結果の公表

保護者が他事業所とのサービス内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、保護者から選ばれる施設を目指す。

# 平成29年度 事業計画

| 幼保連携型認定こども園 神戸さくら保育園 (定員 70名) |   |
|-------------------------------|---|
| 基本理念                          | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>   |
| 基本方針                          | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li><li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li><li>③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する</li><li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li><li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li></ul> |
| 重点項目                          | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画(2年目)の推進</li><li>② 子ども一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底</li></ul>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>③ 子ども主体の教育・保育の充実</p> <p>④ 地域の子育て支援活動の充実</p> <p>⑤ 人材養成の積極的展開</p>   |
| <p>総 括</p> | <p>開園より4年目が過ぎ、地域に向けた子育て支援事業を継続している。当園が行う行事を地域に向けて開放し、参加者が増えてきた。毎月の誕生会には地域の親子の参加が定着し、入所児童と交流する場もあった。また、区内保育園等の5歳児交流も計画的に行い、就学に向けて小学校や子ども同士のつながりが深まった。</p> <p>平成27年度に幼保連携型認定こども園へ移行し、2年が経過した。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて、更なる教育・保育内容の充実を教育・保育の内容に関する全体的な計画に沿って、全職員で取り組んだ。</p> <p>昨年度は、保護者から子どもの関わりについてご意見を頂いた。また、子どもの人権を尊重し、子ども主体の教育・保育を行うにあたり、配慮不足と説明不足があったことで、保護者に不安を与えた。教育・保育内容の確認をし、スタッフ会議や保護者との懇談会を複数回行い、子ども達が安心して伸び伸びと園生活を送れるように日々の教育・保育、職員の関わり方等を改善した。また、教育・保育参観を実</p> |

|                                |   |
|--------------------------------|---|
|                                | <p>         施し、教育・保育の現場を見ていただくことで保護者の方に教育・保育内容に理解を得ながら信頼関係を再構築している。       </p> <p>         教育・保育内容の確認と職員育成に関する課題は、職員全員で取り組んでいる。先輩保育教諭となる存在の職員が少なく、お互いに学び合い試行錯誤しながら教育・保育の質の向上を目指し、クラス・階層・職種ごとに様々な 10 分ミーティングを行い、教育・保育の在り方や見直しを話し合った。その中で新たな学びにつなげることが出来ているので、継続して 10 分ミーティングに取り組んでいく。       </p> |
| <p>         新たな取り組み       </p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの人権を尊重し、子ども主体の教育・保育の提供を重点とした教育・保育の質の向上を図り、人材育成に繋げる。</li> <li>・ 専門性を活かした子育て支援を拡充していく。</li> </ul>   |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人保育園内の職員研修を「学び合い研修」として行い、講師を法人内職員が担い、知識・技術の習得・向上とともに、職員間のコミュニケーションも深め、研修を通して、仕事にやりがいを持って、楽しく勤務できる組織にしていく</li> </ul> |
| 目標稼働率           | 120.0%  |
| 目標一時預かり<br>利用者数 | 500名  |



平成29年度

# 事業計画書

神戸さくら保育園

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜教育・保育理念＞

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## ＜教育・保育目標＞

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかわりを学ぶ）

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 子ども一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底
- ③ 子ども主体の教育・保育の充実
- ④ 地域の子育て支援活動の充実
- ⑤ 人材養成の積極的展開

1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

1) 地域貢献の積極的展開

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画(2年目)を積極的に推進する。

## 2 子ども一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底

幼保連携型認定こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して教育・保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた教育・保育を実践していく。

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、幼保連携型認定こども園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 子どもの対応  | ① | 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ、自立に向かうものであることを考慮し、子どもの「自分でやりたい」、「認めてもらいたい」、「愛されたい」という気持ちを受け止め、見守られているという安心感と信頼感のもと、様々な活動に取り組めるようにする。 |
|         | ② | 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を十分に積み重ねてたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。                                   |
|         | ③ | 子どもが自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、子ども一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方等の発達の特性を理解し、その特性やその子どもが抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。   |
|         | ④ | 以上の関わりを行う時には、保育教諭等は「見守る(=子どもを信頼する)」及び「待つ(=忍耐を持つ)」姿勢を大事にする。  |
| 保護者への対応 | ① | 保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合う。   |
|         | ② | 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。  |
|         | ③ | 子どもの様子や日々の教育・保育の意図等の説明を行い、保護者も教育・保育の活動に積極的に参加することで子育てへの有能感を感じていけるようにする。   |
|         | ④ | 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町や関係機関と連携して適切な対応を図る。  |
|         | ① | 子どもの心身の状態に応じた教育・保育を行うために、子どもの健康状態や発育及び  |

|                    |      |   |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|--------------------|------|---|------------------|------|----------------------|-----|------|----------------------|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|-----|------|------------------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
| 安全で安心できる教育・保育環境の整備 |      | 発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。  |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ②    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 5 条の規定に基づく学校保健計画を作成するときは、全ての職員がその狙いや内容を明確にしながら、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めていく。   |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ③    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 13 条第 1 項の規定に基づく健康診断を行ったときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 14 条の規定に基づく措置を行い、教育・保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。   |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ④    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 6 条の学校環境衛生基準に基づき、幼保連携型認定こども園の適切な維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具の衛生管理に努める。   |                  |      |                      |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ⑤    | <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 29 条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等、不測の事態に備え必要な対応として、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="422 1149 1444 1456"> <tr> <td>4 月</td> <td>集 合</td> <td>8 月</td> <td>火 災</td> <td>12 月</td> <td>地 震<br/>(神戸市一斉シャウト訓練)</td> </tr> <tr> <td>5 月</td> <td>火 災</td> <td>9 月</td> <td>不審者対応</td> <td>1 月</td> <td>地域連携</td> </tr> <tr> <td>6 月</td> <td>火 災</td> <td>10 月</td> <td>火 災<br/>(少人数対応訓練)</td> <td>2 月</td> <td>火 災</td> </tr> <tr> <td>7 月</td> <td>防災教室</td> <td>11 月</td> <td>地 震</td> <td>3 月</td> <td>火 災</td> </tr> </table> | 4 月              | 集 合  | 8 月                  | 火 災 | 12 月 | 地 震<br>(神戸市一斉シャウト訓練) | 5 月 | 火 災 | 9 月 | 不審者対応 | 1 月 | 地域連携 | 6 月 | 火 災 | 10 月 | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2 月 | 火 災 | 7 月 | 防災教室 | 11 月 | 地 震 | 3 月 |
| 4 月                | 集 合  | 8 月   | 火 災              | 12 月 | 地 震<br>(神戸市一斉シャウト訓練) |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 5 月                | 火 災  | 9 月   | 不審者対応            | 1 月  | 地域連携                 |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 6 月                | 火 災  | 10 月  | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2 月  | 火 災                  |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 7 月                | 防災教室 | 11 月  | 地 震              | 3 月  | 火 災                  |     |      |                      |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |

### 3 子ども主体の教育・保育の充実

幼保連携型認定こども園では、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、0歳から就学前までの子どもの発達、また、地域の特性や時代背景に応じた教育・保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切に、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って計画し、活動を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育てていく。

|    |   |   |
|----|---|---|
| 適切 | ① | 0 か月～83 か月までの子どもが幼保連携型認定こども園で過ごす期間の発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した教育・保育の内容に関する全 |
|----|---|---|

|   |   |  |
|---|---|--|
| な<br>教<br>育<br>・<br>保<br>育<br>の<br>計<br>画         |   | 体的な計画を作成する。  |
|   | ② | 幼保連携型認定こども園においては、その教育・保育が、小学校以降の生活や学習の意欲につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等を培うようにする。                           |
|   | ③ | 教育・保育の計画は、教育・保育の内容に関する全体的な計画から年間指導計画⇒月案⇒週案へつなげていき、それぞれの計画の目的を明確にする。  |
|   | ④ | 教育・保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。                    |
| 教<br>育<br>・<br>保<br>育<br>の<br>実<br>践              | ① | 保育者は子どもの成長を信じ、子どもが日々の生活や活動を明るく伸び伸びと取り組むことができるようにかかわる。  |
|   | ② | 基本的な生活習慣の形成は、周囲の行動の模倣、自分でやろうとする気持ちから始まり、生活に必要な行動を子どもが獲得するために、やり遂げたという満足感から得る自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律心を育てていく。           |
|   | ③ | 身体の調和的な発達を促すために、様々な遊びの中で十分に体を動かし、体力と運動基礎能力を身につけていく。子どもの興味の広がりによって展開する活動を通して、十分に全身を動かし、活動意欲を満たすことができる体験を積み重ねる。            |
|   | ④ | 自然の大きさや、美しさ、不思議さに直接触れる体験を通し、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎を培っていくように工夫する。   |
|   | ⑤ | 季節や様々な人との交流等を通して社会性を身につけるために園外活動を行う。また、外部講師から学ぶ時間も設け、優れたもの、心を動かす出来事等に出会い、その発見や感動を様々な表現する感性を育てていく。                        |
|   | ⑥ | 自己肯定感を獲得することで、幼保連携型認定こども園という家庭的な集団から小学校、または他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。                                  |
| 人し<br>とて<br>の自<br>か立<br>か心<br>わを<br>り育<br>て<br>通る | ① | 生活や遊びの様々な場面において様々な人とかかわる中で、他者の存在を知り自分を知る。また、子ども達だけの関わり場面を意図的に用意し、友だちと積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合い、人に対する信頼感や思いやりが育つようにする。      |
|   | ② | 年齢別活動と並行して異年齢活動を行う。現代の子ども達は、少子高齢社会で大人の中で育てられており、子ども同士の関わりが不足している。幼保連携型認定こども園の生活の中でそのかわりを意図的に用意し、楽しさや葛藤を経験し互いに理解し合うことを学ぶ。 |
|   | ③ | 地域の一員であるという自覚を育てるために地域に出かける機会を作り、子どもが生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。  |

|        |   |  |
|--------|---|--|
|        | ④ | 子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていく。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出す意欲につながるように考慮する。                    |
| 食育     | ① | 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長することを期待する。  |
|        | ② | 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝する気持ちが育つかかわりを深め、食に関する環境を整える。   |
|        | ③ | 体調不良・食物アレルギー・障がいのある子ども等、一人一人の心身の状態に応じた配慮をする。   |
|        | ④ | 実践に当たっては、乳幼児期にふさわしい食生活を展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育・保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。 |
| 保健教室   | ① | 子ども一人一人が持つ生活リズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と開放感、動と静等の調和を図れるようにし、子どもが自分の体に関心を持ち、大切にしようという気持ちを育てていく。                       |
|        | ② | 体調不良に気づき、また、訴えることができ、体調に応じた生活の仕方・安静の大切さがわかるようになる。病気予防について理解できるようになる。   |
|        | ③ | 健康について子どもが自ら気づき、考えることができるように、健康について学ぶ「けんこう活動」を年齢に応じた内容で計画的に行う。   |
| 障がい児保育 | ① | 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学び合うという考えのもとに行う。集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。              |
|        | ② | 個々の子どもの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。   |
|        | ③ | 専門機関と連携を図り、よりよい発達の支援を行う。   |

#### 4 地域の子育て支援活動の充実

##### 1) 適正な幼保連携型認定こども園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

###### ① 「ネウボラ・神戸さくら」の活動の充実

- ・ 幼保連携型認定こども園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
  - ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場とする。
  - ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)
- ###### ② 「育児に関する情報の発信」を行う
- ・ 子育てサポート委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開

催する。

・ “子ども・子育て支援制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第12項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、教育・保育のニーズに対応していく。
- ② 神戸市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等に参加する。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

A：法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修のテーマは、「子どもへの関わり方」に取り組み、学びを子どもの育ちに沿った子ども主体の教育・保育の実践につなげ、保護者に安心していただける教育・保育を提供していく。

B：施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

② 施設長の責務の遂行

- ・ 行政が開催する会議に定期的に参加し、得た教育・保育に関する情報・知識を職員に伝える。
- ・ 法人保育園の園長会を定期的で開催し、各園の現状の共有と課題に対する適切な対応と充実した教育・保育の活動等について確認する。

③ 法人保育園内で「教育・保育における専門職の役割と連携」について学ぶ。方法は「学び合い研修」を取り入れ、専門職としての知識・技能を向上させ、職員交流を図ることで連携を深めていく。

| 月 | 研修内容 | 講師 | 研修内容 | 講師 |
|---|------|----|------|----|
|---|------|----|------|----|

|     |            |        |            |      |  |
|-----|------------|--------|------------|------|--|
| 4月  | 研修準備       |        |            |      |  |
| 5月  | 一般教養 A-1-① | 園長・主任  | 一般教養 A-2-① | 園長   |  |
| 6月  | 保育技術 C-1-① | 保育教諭   | 保育理論 B-1-① | 厨房職員 |  |
| 7月  | 保育技術 C-2-② | 男性保育教諭 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |  |
| 8月  | 保育技術 C-3-① | 保育教諭   | 保育技術 C-4-① | 保育教諭 |  |
| 9月  | 保育技術 C-5-① | 保育教諭   | 保育技術 C-6-① | 保育教諭 |  |
| 10月 | 一般教養 A-1-② | 園長・主任  | 一般教養 A-2-② | 園長   |  |
| 11月 | 保育技術 C-1-② | 保育教諭   | 保育理論 B-1-② | 厨房職員 |  |
| 12月 | 保育技術 C-2-② | 男性保育教諭 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |  |
| 1月  | 保育技術 C-3-② | 保育教諭   | 保育技術 C-4-② | 保育教諭 |  |
| 2月  | 保育技術 C-5-② | 保育教諭   | 保育技術 C-6-② | 保育教諭 |  |
| 3月  | 研修評価       |        |            |      |  |

#### 4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。委員会活動をより直接的に教育・保育に反映させていくために、環境研究委員会、保健研究委員会、絵本研究委員会、子育てサポート委員会の活動を深めていく。
- ② 当法人が運営する6園の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をとともに行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会、サービス評価委員会、教育・保育の内容に関する全体的な計画検討委員会は、6園の合同会議として定期的で開催する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

# 平成29年度 事業計画

| 幼保連携型認定こども園 西宮セリジェ保育園 (定員：1号 15名、<br>2・3号 90名) |   |
|--|---|
| 基本理念   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>   |
| 基本方針   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li><li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li><li>③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する</li><li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li><li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li></ul> |
| 重点項目   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画(2年目)の推進</li><li>② 子どもの一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底</li><li>③ 子ども主体の教育・保育の充実</li><li>④ 地域の子育て支援活動の充実</li><li>⑤ 人材養成の積極的展開</li></ul>   |



|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>⑥ 「幼保連携型認定こども園」の適切な運営</p>  |
| <p>総括</p> | <p>本年度から、「幼保連携型認定こども園」へと移行する。</p> <p>開園から3年間、「子ども・子育て支援制度」に基づく国の子育て支援施策について、法人本部の指導のもと、日々の教育・保育の中から、または各種研修を受講し学んだことをもとに、教育・保育の計画の確認と実践のふり返りを確実に言い、保護者への教育・保育内容の説明をし、また、日々の子どもの様子を伝えていく取り組みを継続する。</p> <p>(運動会、生活発表会、保育参観等)</p> <p>幼保連携型認定こども園においては、「保育」は「教育・保育」となり、入園から就学を見据えた、一人一人の子どもの育ちに沿った「教育・保育」を行っていくためには、保護者が「教育・保育」に積極的に参加していくことが不可欠となっていくことが見えてきた。今まで以上に「教育・保育」の内容・意図を保護者に伝え、子どもの育ちとともに支えていく。</p> <p>そのためには、職員の資質の向上が急務である。また、各職種(保育・栄養・看護)の業務力は向上してきているが、連携不足の点が課題となっている。</p> <p>よって、お互いが協力し合うことで教育・保育力が倍増すると思わ</p> |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>れるので、合同会議、研修会等を定期的に開催し、教育・保育の課題の分析、対応、評価を十分に行っていきたい。</p>  |
| <p>新たな取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「子育てお話し会」を、保護者の「教育・保育への参加プログラム」と発展させていき、保護者の教育・保育への積極的な参加を進めていく。</li> <li>・ 「西宮市職員研修会」で発表する研究課題に取り組む。また、西北セリジェ保育園と合同で、研究テーマは“職員育成 ～キャリアパスの取り組み、委員会制度で育っていく職員～”とする。</li> <li>・ 法人保育園内の職員研修を「学び合い研修」として行い、講師を法人内職員が担い、知識・技術の習得・向上とともに、職員間のコミュニケーションも深め、研修を通して、仕事にやりがいを持って、</li> </ul> |

|                     |                                    |
|---------------------|------------------------------------|
|                     | <p>楽しく勤務できる組織にしていく。</p>            |
| 目標稼働率               | 1号 20.0% (3名) ・ 2・3号 120.0% (108名) |
| 目標一時預<br>かり<br>利用者数 | 300名                               |
| 目標休日保<br>育<br>利用者数  | 300名                               |

平成29年度

# 事業計画書

西宮セリジェ保育園

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜教育・保育理念＞

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な教育・保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## ＜教育・保育目標＞

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかわりを学ぶ）

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する教育・保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 子ども一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底
- ③ 子ども主体の教育・保育の充実
- ④ 地域の子育て支援活動の充実
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 「幼保連携型認定こども園」の適切な運営

## 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（2年目）を積極的に推進する。

## 2 子ども一人一人の育ちを尊重した教育・保育の徹底

幼保連携型認定こども園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して教育・保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた教育・保育を実践していく。

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、幼保連携型認定こども園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 子どもの対応  | ① | 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ、自立に向かうものであることを考慮し、子どもの「自分でやりたい」、「認めてもらいたい」、「愛されたい」という気持ちを受け止め、見守られているという安心感と信頼感のもと、様々な活動に取り組めるようにする。 |
|         | ② | 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を十分に積み重ねてたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。                                   |
|         | ③ | 子どもが自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、子ども一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方等の発達の特性を理解し、その特性やその子どもが抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。   |
|         | ④ | 以上の関わりを行う時には、保育教諭等は「見守る（＝子どもを信頼する）」及び「待つ（＝忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。  |
| 保護者への対応 | ① | 保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合う。   |
|         | ② | 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。  |
|         | ③ | 子どもの様子や日々の教育・保育の意図等の説明を行い、保護者も教育・保育の活動に積極的に参加することで子育てへの有能感を感じていけるようにする。   |
|         | ④ | 保護者の就労と子育ての両立を支援するための休日保育事業の実施に当たっては、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるように努める。  |

|                    |      |  |                  |      |      |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|--------------------|------|--|------------------|------|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|-----|------|------------------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|
|                    | ⑤    | 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町や関係機関と連携して適切な対応を図る。   |                  |      |      |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 安全で安心できる教育・保育環境の整備 | ①    | 子どもの心身の状態に応じた教育・保育を行うために、子どもの健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。   |                  |      |      |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ②    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 5 条の規定に基づく学校保健計画を作成するときは、全ての職員がその狙いや内容を明確にしなが、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めていく。   |                  |      |      |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ③    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 13 条第 1 項の規定に基づく健康診断を行ったときは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 14 条の規定に基づく措置を行い、教育・保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。  |                  |      |      |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ④    | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 6 条の学校環境衛生基準に基づき、幼保連携型認定こども園の適切な維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具の衛生管理に努める。  |                  |      |      |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
|                    | ⑤    | <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条において準用する学校保健安全法第 29 条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等、不測の事態に備え必要な対応として、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。</p> <table border="1"> <tr> <td>4 月</td> <td>集 合</td> <td>8 月</td> <td>火 災</td> <td>12 月</td> <td>地 震</td> </tr> <tr> <td>5 月</td> <td>火 災</td> <td>9 月</td> <td>不審者対応</td> <td>1 月</td> <td>地域連携</td> </tr> <tr> <td>6 月</td> <td>火 災</td> <td>10 月</td> <td>火 災<br/>(少人数対応訓練)</td> <td>2 月</td> <td>火 災</td> </tr> <tr> <td>7 月</td> <td>防災教室</td> <td>11 月</td> <td>地 震</td> <td>3 月</td> <td>火 災</td> </tr> </table> | 4 月              | 集 合  | 8 月  | 火 災 | 12 月 | 地 震 | 5 月 | 火 災 | 9 月 | 不審者対応 | 1 月 | 地域連携 | 6 月 | 火 災 | 10 月 | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2 月 | 火 災 | 7 月 | 防災教室 | 11 月 | 地 震 | 3 月 |
| 4 月                | 集 合  | 8 月  | 火 災              | 12 月 | 地 震  |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 5 月                | 火 災  | 9 月  | 不審者対応            | 1 月  | 地域連携 |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 6 月                | 火 災  | 10 月   | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2 月  | 火 災  |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |
| 7 月                | 防災教室 | 11 月   | 地 震              | 3 月  | 火 災  |     |      |     |     |     |     |       |     |      |     |     |      |                  |     |     |     |      |      |     |     |

### 3 子ども主体の教育・保育の充実

幼保連携型認定こども園では、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、0歳から就学前までの子どもの発達、また、地域の特性や時代背景に応じた教育・保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切に、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って計画し、活動を通して生きる力の基

礎となる心情・意欲・態度を育てていく。

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 適切な教育・保育の計画     | ① | 0 か月～83 か月までの子どもが幼保連携型認定こども園で過ごす期間の発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した教育・保育の内容に関する全体的な計画を作成する。                                |
|                 | ② | 幼保連携型認定こども園においては、その教育・保育が、小学校以降の生活や学習の意欲につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等を培うようにする。                            |
|                 | ③ | 教育・保育の計画は、教育・保育の内容に関する全体的な計画から年間指導計画⇒月案⇒週案へつなげていき、それぞれの計画の目的を明確にする。   |
|                 | ④ | 教育・保育の実践は、0 歳児から6 歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。                   |
| 教育・保育の実践        | ① | 保育者は子どもの成長を信じ、子どもが日々の生活や活動を明るく伸び伸びと取り組むことができるようにかかわる。   |
|                 | ② | 基本的な生活習慣の形成は、周囲の行動の模倣、自分でやろうとする気持ちから始まり、生活に必要な行動を子どもが獲得するために、やり遂げたという満足感から得る自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律心を育てていく。            |
|                 | ③ | 身体の調和的な発達を促すために、様々な遊びの中で十分に体を動かし、体力と運動基礎能力を身につけていく。子どもの興味の広がりによって展開する活動を通して、十分に全身を動かし、活動意欲を満たすことができる体験を積み重ねる。             |
|                 | ④ | 自然の大きさや、美しさ、不思議さに直接触れる体験を通し、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎を培っていくように工夫する。  |
|                 | ⑤ | 季節や様々な人との交流等を通して社会性を身につけるために園外活動を行う。また、外部講師から学ぶ時間も設け、優れたもの、心を動かす出来事等に出会い、その発見や感動を様々な表現する感性を育てていく。                         |
|                 | ⑥ | 自己肯定感を獲得することで、幼保連携型認定こども園という家庭的な集団から小学校、または他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。                                   |
| 人としての自立心のかかわり育て | ① | 生活や遊びの様々な場面において様々な人とかかわる中で、他者の存在を知り自分を知る。また、子ども達だけの関わり場面を意図的に用意し、友だちと積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合い、人に対する信頼感や思いやりが育つようにする。       |
|                 | ② | 年齢別活動と並行して異年齢活動を行う。現代の子ども達は、少子高齢社会で大人の中で育てられており、子ども同士の関わりが不足している。幼保連携型認定こども園の生活の中でそのかかわりを意図的に用意し、楽しさや葛藤を経験し互いに理解し合うことを学ぶ。 |

|                            |   |   |
|----------------------------|---|---|
| を<br>通<br>る                | ③ | 地域の一員であるという自覚を育てるために地域に出かける機会を作り、子どもが生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。   |
|                            | ④ | 子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていく。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出す意欲につながるように考慮する。                   |
| 食<br>育                     | ① | 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長することを期待する。   |
|                            | ② | 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝する気持ちが育つかかわりを深め、食に関する環境を整える。  |
|                            | ③ | 体調不良・食物アレルギー・障がいのある子ども等、一人一人の心身の状態に応じた配慮をする。  |
|                            | ④ | 実践に当たっては、乳幼児期にふさわしい食生活を展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。 |
| 保<br>健<br>教<br>室           | ① | 子ども一人一人が持つ生活リズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と開放感、動と静等の調和を図れるようにし、子どもが自分の体に関心を持ち、大切にしようという気持ちを育てていく。                      |
|                            | ② | 体調不良に気づき、また、訴えることができ、体調に応じた生活の仕方・安静の大切さがわかるようになる。病気予防について理解できるようになる。  |
|                            | ③ | 健康について子どもが自ら気づき、考えることができるように、健康について学ぶ「けんこう活動」を年齢に応じた内容で計画的に行う。  |
| 障<br>が<br>い<br>児<br>保<br>育 | ① | 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学び合うという考えのもとに行う。集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。             |
|                            | ② | 個々の子どもの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。  |
|                            | ③ | 専門機関と連携を図り、よりよい発達の支援を行う。  |

#### 4 地域の子育て支援活動の充実

##### 1) 適正な幼保連携型認定こども園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

###### ① 「ネウボラ・西宮セリジェ」の活動の充実

- ・ 幼保連携型認定こども園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場とする。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)



- ② 「育児に関する情報の発信」を行う
  - ・ 子育てサポート委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。
  - ・ “子ども・子育て支援制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

- ③ 休日（日曜・祝祭日）保育の実施

- ・ 就労形態が多様化する中で、休日に働かれる保護者の割合も多くなっており、仕事・育児・子育てをほどよくバランスをとりながら生活するには、時間的ゆとりと支援者が必要となるので、子どもや保護者を温かく、大きく包み込む環境づくりとして休日にも幼保連携型認定こども園の機能を活かしていく。

- 2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第12項）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、教育・保育のニーズに対応していく。
- ② 西宮市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等に参加する。

## 5 人材養成の積極的展開

- 1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解を目指し、定期的に研修を行う。

- 2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

- 3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

- ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

A：法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な教育・保育技術を学んでいく。

- ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修のテーマは、「職員育成 ～キャリアパスの取り組み、委員会制度で育っていく職員～」とし、学んでいく。本年度、西宮市職員研修会で、当法人保育園2園が発表園となることから、西北セリジェ保育園と協力をして、準備・発表へと進めていく。

B：施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

- ② 施設長の責務の遂行

- ・ 行政が開催する会議に定期的に参加し、得た教育・保育に関する情報・知識を職員に伝える。
  - ・ 法人保育園の園長会を定期的に参加し、各園の現状の共有と課題に対する適切な対応と充実した教育・保育の活動等について確認する。
- ③ 法人保育園内で「教育・保育における専門職の役割と連携」について学ぶ。方法は「学び合い研修」を取り入れ、専門職としての知識・技能を向上させ、職員交流を図ることで連携を深めていく。

| 月   | 研修内容       | 講師     | 研修内容       | 講師   |
|-----|------------|--------|------------|------|
| 4月  | 研修準備       |        |            |      |
| 5月  | 一般教養 A-1-① | 園長・主任  | 一般教養 A-2-① | 園長   |
| 6月  | 保育技術 C-1-① | 保育教諭   | 保育理論 B-1-① | 厨房職員 |
| 7月  | 保育技術 C-2-② | 男性保育教諭 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 8月  | 保育技術 C-3-① | 保育教諭   | 保育技術 C-4-① | 保育教諭 |
| 9月  | 保育技術 C-5-① | 保育教諭   | 保育技術 C-6-① | 保育教諭 |
| 10月 | 一般教養 A-1-② | 園長・主任  | 一般教養 A-2-② | 園長   |
| 11月 | 保育技術 C-1-② | 保育教諭   | 保育理論 B-1-② | 厨房職員 |
| 12月 | 保育技術 C-2-② | 男性保育教諭 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 1月  | 保育技術 C-3-② | 保育教諭   | 保育技術 C-4-② | 保育教諭 |
| 2月  | 保育技術 C-5-② | 保育教諭   | 保育技術 C-6-② | 保育教諭 |
| 3月  | 研修評価       |        |            |      |

#### 4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。委員会活動をより直接的に教育・保育に反映させていくために、環境研究委員会、保健研究委員会、絵本研究委員会、子育てサポート委員会の活動を深めていく。
- ② 当法人が運営する6園の充実した教育・保育の提供のために、現状把握・課題の検証をとともに行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会、サービス評価委員会、教育・保育の内容に関する全体的な計画検討委員会は、6園の合同会議として定期的に参加する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

## 6 「幼保連携型認定こども園」の適切な運営

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行したことの意義を保護者へ正確に理解されるように、教育・保育についての説明を全体及び必要に応じて個別に行い、子育てを協力して取り組むことができる体勢を整える。

また、幼保連携型認定こども園への移行の利点を十分に活かすことができるように入所児童確保については、法人本部と連携して進め、適切な幼保連携型認定こども園の運営に努める。

# 平成29年度 事業計画

| 西北セリジェ保育園（定員 90名） |  |
|-------------------|--|
| 基本理念              | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>  |
| 基本方針              | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li><li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li><li>③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する</li><li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li><li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li></ul> |
| 重点項目              | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進</li><li>② 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底</li><li>③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実</li><li>④ 地域の子育て支援活動の充実</li><li>⑤ 人材養成の積極的展開</li></ul>   |

|     |   |
|-----|---|
| 総 括 | <p>開園3年目を迎え、保育環境も少しずつ落ち着き、子ども達は、心身ともに健康に育っている。引き続き、子ども達が安心して主体的な生活が営める保育を目指し、努力する。</p> <p>また、保護者には安心して子どもを預けていただけるよう、日々の子どもの姿や保育の取り組みを伝え、子どもの育ちに関する情報を共有することで、子ども達に必要な支援の実践に努める。</p> <p>昨年度、福祉サービス第三者評価を受審し、自己評価を見直すことにより、よりよい保育の構築を心がけることができた。保護者満足度調査でも、保育の取り組みについて評価をいただくと共に、改善点や今後の希望など多様な意見を聞き、引き続き、保護者の思いに寄り添っていく。</p> <p>また、地域とのつながり事業も昨年度より多く進めていくことができたので、更に地域の一員として担う取り組みを継続していく。</p> |
|-----|---|

|         |  |
|---------|--|
|         |  |
| 新たな取り組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 年齢別の保育・異年齢児の関わりを大切にした保育の実践を進めていく。</li><li>・ 引き続き、地域の活動に積極的へ参加し、地域に根ざした保育を行う。</li><li>・ 子育ての専門性を発揮した研修会や育児相談を開催し、地域の子育て支援に寄与する。</li><li>・ 今年度は、子ども一人一人の育ちを尊重した保育の徹底を目指し、教育カリキュラムの見直しや内容を充実させていく。</li><li>・ 保育園内の各専門職の連携を強め、また、保育園内外の研修会に参加することで職員を育成し、保育の質の向上を図っていく。</li><li>・ 法人保育園内の職員研修を「学び合い研修」として行い、講師を法</li></ul> |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>人内職員が担い、知識・技術の習得・向上とともに、職員間のコミュニケーションも深め、研修を通して、仕事にやりがいを持って、楽しく勤務できる組織にしていく。</p> |
| 目標稼働率       | 120.0%  |
| 目標一時預かり利用者数 | 300名  |

平成29年度

# 事業計画書

西北セリジェ保育園

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜保育理念＞

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## ＜保育目標＞

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 子ども一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
- ③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ④ 地域の子育て支援活動の充実
- ⑤ 人材養成の積極的展開

1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進



1) 地域貢献の積極的展開

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画(2年目)を積極的に推進する。

2 子ども一人一人の育ちを尊重した保育の徹底

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

また、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 子どもの対応  | ① | 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ、自立に向かうものであることを考慮し、子どもの「自分でやりたい」、「認めてもらいたい」、「愛されたい」という気持ちを受け止め、見守られているという安心感と信頼感のもと様々な活動に取り組めるようにする。 |
|         | ② | 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を十分に積み重ねてたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。                                  |
|         | ③ | 子どもが自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、子ども一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方等の発達の特性を理解し、その特性やその子どもが抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。  |
|         | ④ | 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る(=子どもを信頼する)」及び「待つ(=忍耐を持つ)」姿勢を大事にする。  |
| 保護者への対応 | ① | 保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合う。  |
|         | ② | 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。   |
|         | ③ | 子どもの様子や日々の保育の意図等の説明を行い、保護者も保育の活動に積極的に参加することで子育てへの有能感を感じていけるようにする。  |
|         | ④ | 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町や関係機関と連携して適切な対応を図る。   |
|         | ① | 園児の心身の状態に応じた保育を行うために、子どもの健康状態や発育及び発達の状   |

|   |   |  |      |     |                  |     |      |
|---|---|--|------|-----|------------------|-----|------|
| 安全<br>で<br>安心<br>でき<br>る<br>保<br>育<br>環<br>境<br>の<br>整<br>備 |   | 態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。   |      |     |                  |     |      |
|   | ② | 保育所保育指針に基づく保健計画を作成するときは、全ての職員がその狙いや内容を明確にしなが、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めていく。                                      |      |     |                  |     |      |
|   | ③ | 保育所保育指針に基づく健康診断を行ったときは、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。   |      |     |                  |     |      |
|   | ④ | 保育所保育指針に基づき、施設の適切な維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具の衛生管理に努める。  |      |     |                  |     |      |
|   | ⑤ | 保育所保育指針に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等、不測の事態に備え必要な対応として、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。 |      |     |                  |     |      |
|   |   | 4月   | 集 合  | 8月  | 火 災              | 12月 | 地 震  |
|   |   | 5月   | 火 災  | 9月  | 不審者対応            | 1月  | 地域連携 |
|   |   | 6月   | 火 災  | 10月 | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2月  | 火 災  |
|   |   | 7月   | 防災教室 | 11月 | 地 震              | 3月  | 火 災  |

### 3 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

保育園では、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、0歳から就学前までの子どもの発達、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切に、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って計画し、活動を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育てていく。

|                                      |   |  |
|--------------------------------------|---|--|
| 適<br>切<br>な<br>保<br>育<br>の<br>計<br>画 | ① | 0 か月～83 か月までの子どもが保育園で過ごす期間の発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。                               |
|                                      | ② | 保育園においては、その保育が、小学校以降の生活や学習の意欲につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等を培うようにする。                |
|                                      | ③ | 保育の計画は、保育課程から年間指導計画⇒月案⇒週案へつなげていき、それぞれの計画の目的を明確にする。   |
|                                      | ④ | 保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。 |

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| 教育的視点を<br>持った保育          | ① | 保育者は子どもの成長を信じ、子どもが日々の生活や活動を明るく伸び伸びと取り組むことができるようにかかわる。   |
|                          | ② | 基本的な生活習慣の形成は、周囲の行動の模倣、自分でやろうとする気持ちから始まり、生活に必要な行動を子どもが獲得するために、やり遂げたという満足感から得る自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律心を育てていく。    |
|                          | ③ | 身体の調和的な発達を促すために、様々な遊びの中で十分に体を動かし、体力と運動基礎能力を身につけていく。子どもの興味の広がりによって展開する活動を通して、十分に全身を動かし、活動意欲を満たすことができる体験を積み重ねる。     |
|                          | ④ | 自然の大きさや、美しさ、不思議さに直接触れる体験を通し、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎を培っていくように工夫する。  |
|                          | ⑤ | 季節や様々な人との交流等を通して社会性を身につけるために園外保育を行う。また、外部講師から学ぶ時間も設け、優れたもの、心を動かす出来事等に出会い、その発見や感動を様々な表現する感性を育てていく。                 |
|                          | ⑥ | 自己肯定感を獲得することで、保育園という家庭的な集団から小学校、または他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。                                   |
| 人としての<br>自立心<br>を育て<br>る | ① | 生活や遊びの様々な場面において様々な人とかかわる中で、他者の存在を知り自分を知る。また、子ども達だけの関わりを意図的に用意し、友だちと積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合い、人に対する信頼感や思いやりが育つようにする。 |
|                          | ② | 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。現代の子ども達は、少子高齢社会で大人の中で育てており、子ども同士の関わりが不足している。保育園の生活の中でそのかかわりを意図的に用意し、楽しさや葛藤を経験し互いに理解し合うことを学ぶ。   |
|                          | ③ | 地域の一員であるという自覚を育てるために地域に出かける機会を作り、子どもが生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。   |
|                          | ④ | 子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていく。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出す意欲につながるよう考慮する。                          |
| 食育                       | ① | 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長することを期待する。   |
|                          | ② | 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝する気持ちが育つかかわりを深め、食に関する環境を整える。  |
|                          | ③ | 体調不良・食物アレルギー・障がいのある子ども等、一人一人の心身の状態に応じた配慮をする。  |
|                          | ④ | 実践に当たっては、乳幼児期にふさわしい食生活を展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育課程並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。                    |

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 保健教室   | ① | 子ども一人一人が持つ生活リズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と開放感、動と静等の調和を図れるようにし、子どもが自分の体に関心を持ち、大切にしようという気持ち育てていく。           |
|        | ② | 体調不良に気づき、また、訴えることができ、体調に応じた生活の仕方・安静の大切さがわかるようになる。病気の予防について理解できるようになる。                           |
|        | ③ | 健康について子どもが自ら気づき、考えることができるように、健康について学ぶ「けんこう保育」を年齢に応じた内容で計画的に行う。                                  |
| 障がい児保育 | ① | 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学び合うという考えのもとに行う。集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。 |
|        | ② | 個々の子どもの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。  |
|        | ③ | 専門機関と連携を図り、よりよい発達の支援を行う。  |

#### 4 地域の子育て支援活動の充実

##### 1) 適正な保育園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

###### ① 「ネウボラ・西北セリジェ」の活動の充実

- ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場とする。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)

###### ② 「育児に関する情報の発信」を行う

- ・ 子育てサポート委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。
- ・ “子ども・子育て支援制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

##### 2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 保育園における子育て支援事業（児童福祉法第 48 条の 4）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、保育のニーズに対応していく。
- ② 西宮市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。
- ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等に参加する。

#### 5 人材養成の積極的展開

##### 1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要

性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

A：法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修のテーマは、「職員育成 ～キャリアパスの取り組み、委員会制度で育っていく職員～」とし、学んでいく。本年度、西宮市職員研修会で、当法人保育園2園が発表園となることから、西宮セリジェ保育園と協力をして、準備・発表へと進めていく。

B：施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

② 施設長の責務の遂行

- ・ 行政が行う会議に定期的に参加し、得た保育に関する情報・知識を職員に伝える。
- ・ 法人保育園の園長会を定期的で開催し、各園の現状の共有と課題に対する適切な対応と充実した保育の活動等について確認する。

③ 法人保育園内で「保育における専門職の役割と連携」について学ぶ。方法は「学び合い研修」を取り入れ、専門職としての知識・技能を向上させ、職員交流を図ることで連携を深めていく。

| 月   | 研修内容       | 講師    | 研修内容       | 講師   |
|-----|------------|-------|------------|------|
| 4月  | 研修準備       |       |            |      |
| 5月  | 一般教養 A-1-① | 園長・主任 | 一般教養 A-2-① | 園長   |
| 6月  | 保育技術 C-1-① | 保育士   | 保育理論 B-1-① | 厨房職員 |
| 7月  | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護師  |
| 8月  | 保育技術 C-3-① | 保育士   | 保育技術 C-4-① | 保育士  |
| 9月  | 保育技術 C-5-① | 保育士   | 保育技術 C-6-① | 保育士  |
| 10月 | 一般教養 A-1-② | 園長・主任 | 一般教養 A-2-② | 園長   |
| 11月 | 保育技術 C-1-② | 保育士   | 保育理論 B-1-② | 厨房職員 |
| 12月 | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護師  |
| 1月  | 保育技術 C-3-② | 保育士   | 保育技術 C-4-② | 保育士  |
| 2月  | 保育技術 C-5-② | 保育士   | 保育技術 C-6-② | 保育士  |
| 3月  | 研修評価       |       |            |      |

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」の活動を深めていく。
- ② 当法人が運営する6園の充実した保育の提供の為に、現状把握・課題の検証をともに行う必要があることから、園長会の定期的な開催および保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的を開催する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

# 平成29年度 事業計画

| 尼崎さくら保育園 (定員 60名) |  |
|-------------------|--|
| 基本理念              | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>  |
| 基本方針              | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li><li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li><li>③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する</li><li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li><li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li></ul> |
| 重点項目              | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画(2年目)の推進</li><li>② 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底</li><li>③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実</li></ul>  |

|            |  |
|------------|--|
|            | <p>④ 地域の子育て支援活動の充実</p> <p>⑤ 人材養成の積極的展開</p> <p>⑥ 園舎の建替え工事（大規模改修）の実施</p>   |
| <p>総 括</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間移管3年目を迎え、引き続き“保護者とともに子育て”のスタンスで保護者と連携を取り、子どもの最善の利益を考慮した保育を行う。</li> <li>・ 子ども主体の保育を行う中で教育的視点を持った保育を充実し、子ども一人一人の育ちを尊重し、子どもの育ちに必要な活動を積極的に行う。</li> <li>・ 保育士・管理栄養士・看護師が持つ専門知識を有効に活かし、保育の工夫・食育活動・けんこう保育等を通して、保育の質の向上を図り、また、保護者支援を行っていく。</li> <li>・ 福祉サービス第三者評価結果を、保護者に報告し、改善項目に職員一丸となって取り組んでいく。</li> <li>・ 本年度は民間移管時の条件である園舎の建替え工事（大規模改修）を実施するにあたり、保育環境が変わることが予想されるため、子どもの安全を最優先に精神的に落ち着き安心できる環境を整える。</li> </ul> <p>また、保護者と連携を取り、子どもの不安な気持ちに寄り添う保育</p> |



|                |   |
|----------------|---|
|                | <p>を心掛ける。</p>   |
| <p>新たな取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども主体を第一に考え、保育園内の各専門職の連携を強め、保育の質の向上を図り、子ども主体の保育が実践できる施設となる。</li> <li>・ 運動遊びは年間を通して計画を立て、多種多様な運動や動作を経験することで、身体の調和的な発達を促す。</li> <li>・ 0～5歳児クラスの年齢別保育と異年齢児保育が効果的な子どもの成長へとつながる保育を実践する。</li> <li>・ 保育園の存在を地域にアピールする方法を考え、子育ての専門性を発揮した研修会や育児相談を開催し、子育て支援の拠点となるように努める。</li> </ul> |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一時預かり事業に積極的に取り組み、年間300名の受け入れを目指す。</li> <li>・ 法人保育園内の職員研修を「学び合い研修」として行い、講師を法人内職員が担い、知識・技術の習得・向上とともに、職員間のコミュニケーションも深め、研修を通して、仕事にやりがいを持って、楽しく勤務できる組織にしていく。</li> </ul> |
| 目標稼働率               | 120.0%  |
| 目標一時預<br>かり<br>利用者数 | 300名  |

平成29年度

# 事業計画書

尼崎さくら保育園

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜保育理念＞

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## ＜保育目標＞

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 子ども一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
- ③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ④ 地域の子育て支援活動の充実
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 園舎の建替え工事（大規模改修）の実施

## 1 第3期経営3か年計画（2年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（2年目）を積極的に推進する。

## 2 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

また、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 子どもの対応  | ① | 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ、自立に向かうものであることを考慮し、子どもの「自分でやりたい」、「認めてもらいたい」、「愛されたい」という気持ちを受け止め、見守られているという安心感と信頼感のもと様々な活動に取り組めるようにする。 |
|         | ② | 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を十分に積み重ねてたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。                                  |
|         | ③ | 子どもが自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達と捉え、子ども一人一人の見方、考え方、感じ方、かかわり方等の発達の特性を理解し、その特性やその子どもが抱えている発達の課題に応じた指導を行うことが大切である。  |
|         | ④ | 以上の関わりを行う時は、保育士等は「見守る（＝子どもを信頼する）」及び「待つ（＝忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。   |
| 保護者への対応 | ① | 保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合う。  |
|         | ② | 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。   |
|         | ③ | 子どもの様子や日々の保育の意図等の説明を行い、保護者も保育の活動に積極的に参加することで子育てへの有能感を感じていけるようにする。  |
|         | ④ | 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町や関係機関と連携して適切な対応を図る。   |
|         | ① | 子どもの心身の状態に応じた保育を行うために、子どもの健康状態や発育及び発達の   |

|   |   |  |      |     |                  |     |               |
|---|---|--|------|-----|------------------|-----|---------------|
| 安全<br>で<br>安心<br>でき<br>る<br>保<br>育<br>環<br>境<br>の<br>整<br>備 |   | 状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。  |      |     |                  |     |               |
|   | ② | 保育所保育指針に基づく保健計画を作成するときは、全ての職員がその狙いや内容を明確にしなが、子ども一人一人の健康の保持及び増進に努めていく。                                      |      |     |                  |     |               |
|   | ③ | 保育所保育指針に基づく健康診断を行ったときは、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにする。   |      |     |                  |     |               |
|   | ④ | 保育所保育指針に基づき、施設の適切な維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具の衛生管理に努める。  |      |     |                  |     |               |
|   | ⑤ | 保育所保育指針に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等、不測の事態に備え必要な対応として、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。 |      |     |                  |     |               |
|   |   | 4月   | 集 合  | 8月  | 地 震              | 12月 | 地 震           |
|   |   | 5月   | 火 災  | 9月  | 不審者対応            | 1月  | 津 波<br>(地域連携) |
|   |   | 6月   | 防災教室 | 10月 | 火 災<br>(少人数対応訓練) | 2月  | 火 災           |
|   |   | 7月   | 火 災  | 11月 | 火 災              | 3月  | 火 災           |

### 3 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

保育園では、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、0歳から就学前までの子どもの発達また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切に、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って計画し、活動を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育てていく。

|                                      |   |  |
|--------------------------------------|---|--|
| 適<br>切<br>な<br>保<br>育<br>の<br>計<br>画 | ① | 0 か月～83 か月までの子どもが保育園で過ごす期間の発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。                               |
|                                      | ② | 保育園においては、その保育が、小学校以降の生活や学習の意欲につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等を培うようにする。                |
|                                      | ③ | 保育の計画は、保育課程から年間指導計画⇒月案⇒週案へつなげていき、それぞれの計画の目的を明確にする。   |
|                                      | ④ | 保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。 |

|                      |   |   |
|----------------------|---|---|
| 教育的視点を<br>持った保育      | ① | 保育者は子どもの成長を信じ、子どもが日々の生活や活動を明るく伸び伸びと取り組むことができるようにかかわる。   |
|                      | ② | 基本的な生活習慣の形成は、周囲の行動の模倣、自分でやろうとする気持ちから始まり、生活に必要な行動を子どもが獲得するために、やり遂げたという満足感から得る自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律心を育てていく。    |
|                      | ③ | 身体の調和的な発達を促すために、様々な遊びの中で十分に体を動かし、体力と運動基礎能力を身につけていく。子どもの興味の広がりによって展開する活動を通して、十分に全身を動かし、活動意欲を満たすことができる体験を積み重ねる。     |
|                      | ④ | 自然の大きさや、美しさ、不思議さに直接触れる体験を通し、子どもの心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎を培っていくように工夫する。  |
|                      | ⑤ | 季節や様々な人との交流等を通して社会性を身につけるために園外保育を行う。また、外部講師から学ぶ時間も設け、優れたもの、心を動かす出来事等に出会い、その発見や感動を様々な表現する感性を育てていく。                 |
|                      | ⑥ | 自己肯定感を獲得することで、保育園という家庭的な集団から小学校、または、他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。                                  |
| 人としての<br>自立心を<br>育てる | ① | 生活や遊びの様々な場面において様々な人とかかわる中で、他者の存在を知り自分を知る。また、子ども達だけの関わりを意図的に用意し、友だちと積極的にかかわりながら喜びや悲しみを共感し合い、人に対する信頼感や思いやりが育つようにする。 |
|                      | ② | 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。現代の子ども達は、少子高齢社会で大人の中で育てており、子ども同士の関わりが不足している。保育園の生活の中でそのかかわりを意図的に用意し、楽しさや葛藤を経験し互いに理解し合うことを学ぶ。   |
|                      | ③ | 地域の一員であるという自覚を育てるために地域に出かける機会を作り、子どもが生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。   |
|                      | ④ | 子どもが様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていく。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出す意欲につながるように考慮する。                         |
| 食育                   | ① | 子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長することを期待する。   |
|                      | ② | 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝する気持ちが育つかかわりを深め、食に関する環境を整える。  |
|                      | ③ | 体調不良・食物アレルギー・障がいのある子ども等、一人一人の心身の状態に応じた配慮をする。  |
|                      | ④ | 実践に当たっては、乳幼児期にふさわしい食生活を展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育課程並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努める。                    |

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 保健教室   | ① | 子ども一人一人が持つ生活リズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と開放感、動と静等の調和を図れるようにし、子どもが自分の体に関心を持ち、大切にしようという気持ち育てていく。           |
|        | ② | 体調不良に気づき、また、訴えることができ、体調に応じた生活の仕方・安静の大切さがわかるようになる。病気の予防について理解できるようになる。                           |
|        | ③ | 健康について子どもが自ら気づき、考えることができるように、健康について学ぶ「けんこう保育」を年齢に応じた内容で計画的に行う。                                  |
| 障がい児保育 | ① | 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学びあうという考えのもとに行う。集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮する。 |
|        | ② | 個々の子どもの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。  |
|        | ③ | 専門機関と連携を図り、よりよい発達の支援を行う。  |

#### 4 地域の子育て支援活動の充実

##### 1) 適正な保育園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

###### ① 「ネウボラ・尼崎さくら」の活動の充実

- ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児の悩みを聞き、共に考える場とする。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)

###### ② 「育児に関する情報の発信」を行う

- ・ 子育てサポート委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。
- ・ “子ども・子育て支援制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

##### 2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

###### ① 保育園における子育て支援事業（児童福祉法第 48 条の 4）を、当園が持つ地域性と専門性を発揮して、保育のニーズに対応していく。

###### ② 尼崎市の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図る。

###### ③ 子育て支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るために、地域の会合等に参加する。

#### 5 人材養成の積極的展開

##### 1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要

性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

## 2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

## 3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

### ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

A：法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修のテーマは、「子どもの育ちと環境」について学ぶ。

B：施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

### ② 施設長の責務の遂行

- ・ 行政が行う会議に定期的に出席し、得た保育に関する情報・知識を職員に伝える。
- ・ 法人保育園の園長会を定期的で開催し、各園の現状の共有と課題に対する適切な対応と充実した保育の活動等について確認する。

### ③ 法人保育園内で「保育における専門職の役割と連携」について学ぶ。方法は「学び合い研修」を取り入れ、専門職としての知識・技能を向上させ、職員交流を図ることで連携を深めていく。

| 月   | 研修内容       | 講師    | 研修内容       | 講師   |
|-----|------------|-------|------------|------|
| 4月  | 研修準備       |       |            |      |
| 5月  | 一般教養 A-1-① | 園長・主任 | 一般教養 A-2-① | 園長   |
| 6月  | 保育技術 C-1-① | 保育士   | 保育理論 B-1-① | 厨房職員 |
| 7月  | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 8月  | 保育技術 C-3-① | 保育士   | 保育技術 C-4-① | 保育士  |
| 9月  | 保育技術 C-5-① | 保育士   | 保育技術 C-6-① | 保育士  |
| 10月 | 一般教養 A-1-② | 園長・主任 | 一般教養 A-2-② | 園長   |
| 11月 | 保育技術 C-1-② | 保育士   | 保育理論 B-1-② | 厨房職員 |
| 12月 | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 1月  | 保育技術 C-3-② | 保育士   | 保育技術 C-4-② | 保育士  |
| 2月  | 保育技術 C-5-② | 保育士   | 保育技術 C-6-② | 保育士  |
| 3月  | 研修評価       |       |            |      |

## 4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、



「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」の活動を深めていく。

- ② 当法人が運営する6園の充実した保育の提供の為に、現状把握・課題の検証をともに行う必要があることから、園長会の定期的な開催及び保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

#### 6 園舎の建替え工事（大規模改修）の実施

- 1) 代替地への引っ越しに伴い、子どもの安全を最優先に確保し、精神的に落ち着き、安心できる環境を整える。
- 2) 保護者と連携を取り、子どもの不安な気持ちに寄り添う。

# 平成29年度 事業計画

| さくらルーム |  |
|--------|--|
| 基本理念   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 公益的事業の積極的取り組み</li><li>② 人権を擁護する</li><li>③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立</li><li>④ 医療・教育・福祉の連携強化</li><li>⑤ 地域社会との共生</li></ul>  |
| 基本方針   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する</li><li>② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える</li><li>③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する</li><li>④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する</li><li>⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす</li></ul> |
| 重点項目   | <ul style="list-style-type: none"><li>① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進</li><li>② 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底</li><li>③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実</li><li>④ 地域の子育て支援活動の充実</li><li>⑤ 人材養成の積極的展開</li></ul>   |

|            |   |
|------------|---|
| <p>総 括</p> | <p>本事業の預かり形態の特徴として、「短時間預かり・短期間預かり・不定期預かり」であるため保育の計画を立てにくいですが、利用及び登録児全員の個別記録簿を作成したのでそれをもとに、子どもの様子・成長を把握し、一人一人の子どもに寄り添う保育、保護者に安心していただく保育を提供していく。</p> <p>また、「短時間預かり」であるため、子どもが保育時間中、また、次回の登園に楽しみが持てるようにを取り入れた“制作あそび”を通して、季節や行事を知る教育的な視点を持った保育も引き続き行っていく。</p> <p>こども未来センター主催の「避難訓練」や「研修会」にも積極的に参加し、連携を深めながら事業運営をしていく。</p> |
|------------|---|

|         |  |
|---------|--|
|         |  |
| 新たな取り組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・ “短時間預かり”という保育は、現在運営している法人保育園ではないので、職員のやりがいを高めていくための取り組みを考えていく。</li></ul> <p>しかし、「さくらルーム」の保育は、他園の保育士・保育教諭の学びになることが多いため、学び合う機会を作りたい。</p> |

|                     |          |
|---------------------|----------|
|                     |          |
| 目標一時預<br>かり<br>利用者数 | 2,400名/年 |

平成29年度

# 事業計画書

さくらルーム

## ＜基本理念＞

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

## ＜保育理念＞

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人一人が生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

## ＜保育目標＞

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

## ＜基本方針＞

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

## ＜重点項目＞

- ① 第3期経営3か年計画（2年目）の推進
- ② 子ども一人一人の育ちを尊重した保育の徹底
- ③ 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ④ 地域の子育て支援活動の充実
- ⑤ 人材養成の積極的展開

1 第3期経営3か年計画（2年目）の事業の推進

1) 地域貢献の積極的展開

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画(2年目)を積極的に推進する。

## 2 子どもの一人一人の育ちを尊重した保育の徹底

さくらルームでは、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場となる。

また、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、さくらルームの子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

### 1) 子どもへの対応

- ① 一人一人の子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人一人の子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人一人の子どもの生活リズムを大切にされた保育を行う。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めることの重要性を鑑み、成長の過程を見守る。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る(=子どもを信頼する)」及び「待つ(=忍耐を持つ)」姿勢を大事にする。

### 2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々に関係性に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人一人の自己決定を尊重することを通して、相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

### 3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する

一時預かり事業は、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、預かり児全体の健康及び安全

の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 健康・保健対策について、子ども達の健康状態について保護者に確認する。
- ② 衛生管理対策について、安全で安心できる預かり時間を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ③ 安全管理対策について、安全で安心できる預かり時間を過ごすために安全な環境を整える。
- ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え、西宮市立こども未来センターと連携して避難訓練等を実施する。

### 3 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

さくらルームでは、「児童福祉法」及び「保育所保育指針」に基づき、0歳から就学前までの子どもの保育を実践していく。子ども一人一人の育ちを大切にし、子ども一人一人が個々の発達に応じて活動を伸び伸びと主体的に行えるよう、教育的視点を持って、また、活動を通して生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育てていく。

#### 1) 子ども一人一人の育ちを大切にし、一人一人の発達段階に応じた適切な保育を行う

- ① 子どもがさくらルームで過ごす期間の発達を、一人一人の育ちに応じて保障する保育を行う。
- ③ 保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今、楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。
- ④ 保育の計画（ふれあい遊び・制作あそび）は、一般的な発達をもとに日々の子どもの様子を見守り育ちの確認をした上で作成し、実践する。

#### 2) これからの子どもの育ちに必要な活動を積極的に行う

- ① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れる。また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげていく。
- ② さくらルームでの生活を通して、異年齢児の関わりを持ち、自分と他者の思いを知ることによって思いやりの心を育てていく。

#### 3) 障がい児保育

- ① 障がいの有無に関わりなく、一人一人がかけがえのない存在として尊重され、ともに生き、お互いに学びあうという考えのもとに行う。
- ② 西宮市立こども未来センターと連携を図り、よりよい発達の支援を行う。

### 4 地域の子育て支援活動の充実

さくらルームの運営を通して、地域の子育て支援活動を充実させていく。



## 5 人材養成の積極的展開

### 1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

### 2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

### 3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

#### ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

A：法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修のテーマは、「職員育成～ キャリアパスの取り組み、委員会制度で育っていく職員～」とし学ぶ。本年度、西宮市職員研修会で、当法人保育園2園が発表園となることから、さくらルーム職員も参加し、準備・発表へと進めていく。

B：施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

#### ② 施設長の責務の遂行

- ・ 行政が行う会議に定期的に参加し、得た保育に関する情報・知識を職員に伝える。
- ・ 法人保育園の園長会を定期的に参加し、各園の現状の共有と課題に対する適切な対応と充実した保育の活動等について確認する。

#### ③ 法人保育園内で「保育における専門職の役割と連携」について学ぶ。方法は「学び合い研修」を取り入れ、専門職としての知識・技能を向上させ、職員交流を図ることで連携を深めていく。

| 月   | 研修内容       | 講師    | 研修内容       | 講師   |
|-----|------------|-------|------------|------|
| 4月  | 研修準備       |       |            |      |
| 5月  | 一般教養 A-1-① | 園長・主任 | 一般教養 A-2-① | 園長   |
| 6月  | 保育技術 C-1-① | 保育士   | 保育理論 B-1-① | 厨房職員 |
| 7月  | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 8月  | 保育技術 C-3-① | 保育士   | 保育技術 C-4-① | 保育士  |
| 9月  | 保育技術 C-5-① | 保育士   | 保育技術 C-6-① | 保育士  |
| 10月 | 一般教養 A-1-② | 園長・主任 | 一般教養 A-2-② | 園長   |
| 11月 | 保育技術 C-1-② | 保育士   | 保育理論 B-1-② | 厨房職員 |
| 12月 | 保育技術 C-2-② | 男性保育士 | 保育理論 B-2-② | 看護員  |
| 1月  | 保育技術 C-3-② | 保育士   | 保育技術 C-4-② | 保育士  |
| 2月  | 保育技術 C-5-② | 保育士   | 保育技術 C-6-② | 保育士  |
| 3月  | 研修評価       |       |            |      |

#### 4) 園内委員会

- ① 従事職員一人一人に事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。また、委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」の活動を深めていく。
- ② 当法人が運営する6園の充実した保育の提供のために、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

#### 5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接等を通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。